

立命館大学大学院  
2024年度実施 入学試験

専門職学位課程

【法科大学院】  
法務研究科  
法曹養成専攻

※法科大学院ウェブサイトでは、入学試験問題の講評を公開しておりますので、ご参照ください。  
<https://www.ritsume.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>



| 入試方式                           | 試験日        | 小論文   |    | 法律科目試験 |       |    |
|--------------------------------|------------|-------|----|--------|-------|----|
|                                |            | ページ   | 備考 | 科目     | ページ   | 備考 |
| A方式<br>(法学未修者コース)入学試験          | 前期日程<br>8月 | P.1～  |    |        |       |    |
|                                | 中期日程<br>9月 | P.27～ |    |        |       |    |
|                                | 後期日程<br>2月 | P.56～ |    |        |       |    |
| B方式<br>(法学既修者コース)入学試験          | 前期日程<br>8月 |       |    | 憲法     | P.14～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.17～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.21～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.24～ |    |
|                                | 中期日程<br>9月 |       |    | 憲法     | P.43～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.46～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.50～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.53～ |    |
|                                | 後期日程<br>2月 |       |    | 憲法     | P.72～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.75～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.79～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.82～ |    |
| C特別方式<br>(法学未修者コース)入学試験        | 前期日程<br>8月 | P.1～  |    |        |       |    |
|                                | 中期日程<br>9月 | P.27～ |    |        |       |    |
|                                | 後期日程<br>2月 | P.56～ |    |        |       |    |
| D特別方式<br>(法学既修者コース)<br>チャレンジ入試 | 前期日程<br>8月 |       |    | 憲法     | P.14～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.17～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.21～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.24～ |    |
|                                | 中期日程<br>9月 |       |    | 憲法     | P.43～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.46～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.50～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.53～ |    |
|                                | 後期日程<br>2月 |       |    | 憲法     | P.72～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.75～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.79～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.82～ |    |
| E特別方式<br>(法学既修者コース)<br>学部三回生入試 | 中期日程<br>9月 |       |    | 憲法     | P.43～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.46～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.50～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.53～ |    |
|                                | 後期日程<br>2月 |       |    | 憲法     | P.72～ |    |
|                                |            |       |    | 民法     | P.75～ |    |
|                                |            |       |    | 商法     | P.79～ |    |
|                                |            |       |    | 刑法     | P.82～ |    |

【表紙の見方】

×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの  
斜線・・・学科試験(筆記試験)を実施しないもの

2 0 2 5 年度①

# 小 論 文

(全 12 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 小論文①

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

人々は協力することでより豊かに生きることができます。こうして形成されるのが「社会」です。しかしながら、その豊かさを社会の中の一部の人だけが優先的に利用する（そしてそうでない人に犠牲を強いる）ことは、避けなければならないと私たちは考えます。よって利益と負担の適切な割り当てを決める「正義」の原理が必要になります。

社会にとって正義が必要であることはたしかですが、正義の原理が具体的にいかなる形を取るかについては、意見の相違が避けられません。そして、その対立に最終的な決着をつけることはできません。けれども、ここで正義は人それぞれだとしてしまえば、結局は力のある人がルールを決めてしまうことになってしまいます。それは正義の破綻です。正義に単一の答えは存在しないにしても、正義は単一の形で共有されなければなりません。

この難問にどう答えることができるのでしょうか。

この難問に対して、ロールズは次のように考えます。正義は一つの真理として存在するようなものではない。しかしそうだとすると、正義を一つの「合意」として理解することはできるのではないか。すなわち、ある正義のルールについて（それが究極的な真理であるかどうかはひとまずおいておき）その社会内のすべての人が納得して受け入れられるならば、それを正義の原理として社会の基礎におくことに無理はないのではないか。

つまりは、唯一絶対の正義の代わりに、その社会の誰にとっても受け入れられる正義を探そう、ということです。みんなが特定の正義についてしっかりと納得した上で合意することができたとしたら、正義は人それぞれだとされ共通の正義がなくなってしまう、という状況を乗り越えることができます。この考え方は、正義をむりやり押し付けることなしに単一の正義に基づいて社会を築いていくための、ロールズ渾身の妙手だと言えるでしょう。それがうまくいけば、私たちは人々のあいだの意見の多様性を受け入れながら、その多様性が無秩序や暴力的な支配に転じてしまうことを防ぐことができるはずです。

しかしながら、合意できればそれでよい、という単純な話ではありません。ひとく

ちに合意と言っても、たとえば銃が突きつけられた状況や、権力者からの無言の圧力がある状況での合意は、まっとうな合意とは言えないでしょう。どのように合意したのかが「合意」という行為にとっての大事なポイントです。このことは、正義についての合意を考える上でも同じです。合意がありさえすればそれでいい、ということであれば、たとえば独裁政権が、武力を背景にした脅しの下での国民投票によって新しい憲法を制定することも、認められてしまいます。しかしそのような決定はまさに「正義」に反するもの、すなわち一部の人が武力や権力を通じて他の人々を犠牲にする構図そのものでしょう。

加えて、そもそも正義については、合意を得ること自体はじめから不可能なのではないか、という指摘もありえます。すでに述べたように、正義については人々のあいだに意見の対立があるということが、ロールズの考察の大前提です。であれば、正義について合意を得るとするのは、無理筋であるようにも思えます。何かしらの正義のあり方について「人々は合意できるはずだ」と楽観的に述べてしまえば、人々の意見の多様性を真剣に捉えていないことになります。

正義についての合意を目指すといっても、単に合意があればよいという話にはならないし、そもそもはじめから合意は難しい状況にある、というわけです。

以上のような事態を考えると、合意のあり方について、何かしらの工夫が必要になってくることがわかります。ロールズは、この適切な合意を実現するための工夫として、非常に斬新なアイデアを提示します。

人々が正義の原理に関して別々の意見を持っている、ということが私たちの社会の前提であるわけですが、そもそも、なぜ私たちは別々の意見を持っているのでしょうか。それは、人によっておかれた立場が違うからです。おかれた立場が違っていると、正義のルールから受ける影響も異なってきます。ルール次第で得をする人もいれば損をする人もいるということです。

それゆえに人は、なるべく自分にとって有利なルールを求めます。素朴な例を挙げれば、労働者を雇う側に立つ人にとっては、労働規制がゆるいほうが（サービス残業を増やしたり手当を減らしたりできる点で）望ましいのに対して、雇われて働く労働者からすれば、労働規制が厳しいほうが（過酷な労働を強いられる危険性が減るという点で）望ましいでしょう。このように、人々の立場の違いが意見対立を引き起こします。だとすれば、適切な合意を実現するためには、そういった立場に左右された態度をなんとかする必要があると考えられます。正義の原理を導出するにあたって、「人びとを反目

させ、自分だけの利益になるように社会的・自然的状況を食い物にしようという気を感じて人びとに起こさせる、特定の偶発事の影響力を、何とかして無効にしなければならない」(第24節、184頁)のです。

そこでロールズは次のように考えます。自分のおかれた立場に有利なルールを人々が選んでしまうということが対立の原因であるならば、その原因を取り除いてしまえばいいのではないか、すなわち、自分のおかれた立場について考えることを、人々がやめればいいのではないかと。

これは、自分の利益を手放せ、もっと社会全体のことを考えろ、という素朴なお説教ではありません。そうではなく、一つ仮想的な検討をしてみましょう、とロールズは述べます。すなわち、人々が自分のおかれた立場について何も知らない状況で正義について検討したならば、どのようなルールを求めるだろうか、ということを考えてみよう、と提案するのです。

そのような提案を実現する手がかりとして、ロールズは「無知のヴェール」という哲学的なアイデアを考案します。

無知のヴェールがかけられた人は、自分の立場について何も知らない状況におかれることになります。ここでヴェールというのは、頭や顔を覆う薄い布のことです(結婚式で花嫁がかぶるものが思い浮かべやすいでしょうか)。通常のヴェールの場合、視界がぼんやりとすることになりますが、無知のヴェールもこれと似たように、思考に上からかぶせることで自分の立場についての情報がよく見えなくなってしまう、というイメージです。

無知のヴェールの下では、自分が社会内でどのような立場におかれているのかが見えなくなると想定されます。具体的に言えば、自分が裕福であるのか貧困であるのか、男性であるのか女性であるのか、白人であるのか黒人であるのか、キリスト教徒であるのか仏教徒であるのか、どんなことについて優れた才能を有しているのか、といったことが何一つわからなくなります。そのような状況の下で正義のルールについて検討したらどうなるだろうか、とロールズは問うのです。

こうした状況では、人は自分にとって都合のよいルールを求めることができません。なぜなら、どのルールが自分にとって有利なのかがわからないからです。たとえば裕福な人は、税金を安く済ませるために、貧困対策にあまりお金をかけない社会のほうが望ましいと考えるかもしれません。しかし無知のヴェールの下では、このような判断はできません。自分が裕福であるか貧困であるかがわからないからです。もし自分

が貧困であった場合、貧困対策がない社会では大変な不利を被ることになってしまいます。

同じように、自分が男性であれば、男性中心的な社会をもってよしとするかもしれませんが、このような態度も無知のヴェールの下では取ることができません。なぜなら、自分が男性であるか女性であるか（あるいはそのいずれでもないのか）が、わからないからです。もし自分が女性であった場合、男性中心的・家父長制的な社会保障制度よりも、性別に中立的な社会保障制度のほうがずっと望ましいことになるでしょう。

つまり、無知のヴェールによって、「人びとを衝突させ各自の偏見に操られるのを許容する、種々の偶発性に関する知識が閉め出される」（第4節、27頁）ことになるのです。このように立場について無知な状況においては、人々は次のように考えるものとロールズは想定します。ヴェールを外したときに、自分がどのような立場におかれるかわからない以上、いかなる立場であっても受け入れられるようなルールを選ぼう、と。

無知のヴェールの下で考えることで、私たちは、誰もが合意できる理由のあるルールに到達することが可能になるわけです。言い換えれば、私たちは自分一人の視点から、いかなる立場であっても（＝誰でも）受け入れられる正義の構想を手にすることができのです。この点はロールズのアイデアの非常によくできたところだと言えるでしょう。

もちろん現実生きる私たちから、自分のおかれた立場についての情報を一時的に消し去ることは不可能です（SF映画に時々あるように、脳に機械を組み込んでどうこう、ということを考えているわけではもちろんありません）。もし仮に、自分の立場がわからなくなったら、と頭の中で検討してみることを、ロールズは促しているのです。

社会的協働に参画する人びとが、一堂に会して（ひとつの共同行為として）基本的な権利と義務を割り当て、かつ社会的便益の分割を定めてくれる諸原理を選択する。要するに、そうした状況を想像することができるだろう。人びとは互いの権利要求をどのように統制すべきか、および自分たちの社会の根本憲章がどんなものであるべきかを、あらかじめ決定することになる。（第3節、16－17頁）

すなわち、無知のヴェールを用いてロールズが主張しているのは、ある種の思考実験を試みよう、ということです。ロールズは、そのような仮説的検討によって正義

の原理が決定される状況を「原初状態」と呼びます。右に論じた「無知のヴェール」は、この原初状態における決定を特徴づける、一つの概念的な道具として位置付けられます。原初状態についてロールズは次のように述べます（以下の引用にある「善の構想」というのは、その人の価値観や人生観のことを指す専門用語です）。

言うまでもなく、この原初状態は、実際の歴史上の事態とか、ましてや文化の原始的な状態とかとして考案されたものではない。ひとつの正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粋に仮説的な状況だと了解されている。この状況の本質的特徴のひとつに、誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていないというものがある。さらに、契約当事者たちは各人の善の構想やおのおのに特有の心理的な性向も知らない、という前提も加えよう。正義の諸原理は〈無知のヴェール〉に覆われた状態のままで選択される（第3節、18頁）。

また別の言い方を引けば、原初状態とは「当事者たちが道徳的人格として対等に表象・代表されており、かつその帰結が気まぐれな偶発性や社会的勢力の相対的なバランスによって左右されることのない事態」（第20節、162頁）です。繰り返しになりますが、このような状況において正義の原理が選択されることで、いかなる立場であっても（＝誰でも）受け入れられる正義の構想を手にすることができると、ロールズは考えるのです。

少しアカデミックな話になりますが、このようなロールズのアイデアは、「社会契約論」の再構成であるとされています。社会契約論とは、ヨーロッパの近代啓蒙思想の中で登場してきた、国家権力の正当性に関する一つの理論のタイプです（わざわざ「理論のタイプ」と述べるのは、社会契約論という理論がただ一つあるのではなく、社会契約論の形をとる複数の理論が、さまざまな思想家によって提案されているからです）。国家権力がその力の行使について正当性を持つのは、人々がそのような権力を受け入れるという契約を結んだからだ、というのが社会契約論の基本的な考え方です。言い換えれば、国家権力の正当性はその国に暮らす人々のあいだの契約、すなわち合意に基づくという考え方です。ロールズは「本書の達成目標は、ロック、ルソー、カントに見られるような、社会契約というよく知られた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の



構想のひとつを提出することに向けられている」(第3節、16頁)と述べ、自らの議論をはっきりと社会契約論に結びつけています。

ロールズは、無知のヴェールの下で正義のルールを導出する、という自らの正義の構想のことを、「公正としての正義」と名付けています。

この「公正としての正義」という用語は、ロールズの『正義論』を代表するものです(なんと言ってもこれこそが彼の提示する正義の構想なのです)。それゆえ広く知られています。しかし、率直に言って非常にわかりにくいネーミングです。普通に考えれば、公正と正義はほとんど同じことを意味しているように思えますし、また公正「としての」という言い方はあまりピンとくるものではありません。そこで言葉の印象に惑わされずきちんと理解するために、ロールズ自身の説明を確認してみましょう。

本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。それらは、自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において(自分たちの連合体の根本条項を規定するものとして)受諾すると考えられる原理である。こうした原理がそれ以降のあらゆる合意を統制するものとなる。つまり、これから参入できる社会的協働の種類や設立されうる統治形態を、それらの原理が明確に定めてくれる。正義の諸原理をこのように考える理路を〈公正としての正義〉と呼ぶことにしよう。(第3節、16頁)

また別の箇所では次のように言い換えられてもいます。

〈公正としての正義〉という考えを、分かりやすく(直観に訴えるかたちで)言い換えるとこうなる。正義の第一原理群を、適切に定義された初期状態における原初的合意の対象それ自体として考えることだ、と。こうした原理は、おのれの利害関心を促進しようと努めている合理的な人びとが、自分たちの連合体の基本条項を定めるために、この平等な地位にあって受け入れると考えられる原理に等しい。(第20節、159-160頁)

これらの文章からわかるように、「公正としての正義」というのは正義について「考える理路」あるいは「～として考えること」であって、正義の原理そのもの(つ



まり利益と負担の割り当て方そのもの)ではありません。正義の原理について考える上で  
のアプローチの仕方、もっとざっくり言ってしまえば、正義の原理を見つける方法の  
ことです。

ではその見つけ方とはいかなるものかと言えば、右の文章にあるように(そしてす  
でに論じたように)原初状態での選択を通じて正義の原理を見つけるというものです。  
そのようなアプローチを取ることで、私たちは単に特定の正義を押し付けるのではな  
く、誰の意見も優先しない「公正」な方法で正義を考えることができるというわけな  
のです。

したがって、ややこしいところですが、ここでいう「公正」は正義の原理が有する  
特徴ではなく、正義の原理を導出する方法が有する特徴であることになります。つま  
り公正=正義ではないのであって、だからこそ「公正としての正義」という言い方に  
なっていると考えられます。

ロールズは「公正としての正義」の「公正」の意味について次のように述べていま  
す。

原初状態とは適切な〈契約の出発点をなす現状〉であって、そこで到達された基  
本合意は公正なものとなる、と言ってもよからう。これが「公正としての正義」  
という名称のふさわしさを説明してくれる。つまり、この呼び名でもって伝えよ  
うとしているのは、公正な初期状態において合意されるものが正義の諸原理なの  
だとする考えなのである。(第3節、18-19頁)

このように公正さを重視する、社会契約論を現代的にアップデートしたアプローチ  
こそが、「公正としての正義」という名前と呼ばれるところのものです。

ここまでの話で、正義の原理を適切に設計された合意によって導出しようとする  
ロールズの正義の構想、すなわち「公正としての正義」という構想について、その要  
点を一通り述べてきたことになります。本章の残りの部分では、この「公正としての  
正義」がどのような特徴を持っているのかについて解説していきます。

まず、無知のヴェールの下で正義の原理を決定する、という枠組みそれ自体から、  
差別は認められないということが導かれます。なぜなら、すでに裕福な人と貧困にあ  
る人の対比や、男性と女性の対比を例として示したことからも明らかですが、自分が  
どのような立場におかれるかわからない中でルールを決めるという仕組みの中では、

一部の人に変な不利をもたらすルールが選ばれることはありえないからです。

私たちの暮らす社会には、残念ながら多くの差別があり、またその差別を肯定する主張もたくさんあります。たとえば、就職における女性差別は経済合理的である（女性は出産と育児のために長期休業するから労働力として使いづらい）とか、外国人に対する差別は自国民の団結のために必要である（それは「われわれ」の結束を高めることの裏面である）とかいった主張がなされています。そしてそういった主張には一見もっともらしいところがあり、それゆえに一定の支持を集めてしまうこともあります。しかしもし私たちが、みんなが納得できる正義を求めるならば、そういった主張は認められない、ということをして、無知のヴェールのアイデアをはっきりさせてくれます。それらは、誰かにとって受け入れられないものである点で、正義に反するものです。ロールズの言葉を借りれば、「人種差別を助長するような原理は道徳上の構想などではまったくなく、たんなる抑圧の手段に過ぎない」（第25節、203頁）のです。もちろん性別による差別なども同様です。

また別の話題に移りましょう。近年のネット上の有名なスラングの一つに「それってあなたの感想ですよね？」というものがあります。私はネット上の議論にはあまり詳しくないのですが、このスラングは議論の真剣さを茶化すものとして非常に有名なようです。つまるところそれはあくまで論争に勝つためのテクニックのようなのですが、他方でこのスラングには、一定の説得力があるのも事実だと思われます（だからこそ流行したのでしょう）。要するに、相手の主張が単なる主観的な発言であるとすれば、それには説得されない、という態度を示しているわけです。

たしかに、ある発言が単に当人の主観によるものであれば、それに従わなければいけないということにはなりません。相手が「弱者を救うべきだ」と述べたとしても、それが単に個人の感想として発せられたものなのだとすれば「それってあなたの感想ですよね、私は別に同意しませんけど」と切り返すことができるわけです。もしそれができないとしたら（つまり他人の主観的な感想に強制的に従わされざるをえないのだとしたら）、それはとても危険なことです。ある人の主観的な意見や要求（あるいは妄想）がそのまま他の人を支配するようなことはあってはなりません。

では、このスラングに対して、ロールズはどのように応答することができるのでしょうか。実のところ、このような批判は「公正としての正義」にとっては大きな問題とはなりません。というのも、その構想は単なるロールズの感想ではないからです。もし原初状態から導出された正義の原理に対して、「それってあなたの感想ですよね？」

と問われても、こう返すことができます。「いえ、単なる私の感想ではありません。自分のおかれた状況がわからないとすれば、私たちみんなが同意するであろうものです」と。

些細な言いがかりについての話をしているように思われるかもしれませんが、ここには「公正としての正義」の非常に重要な特徴が表れています。すなわち、公正としての正義は、党派性に基づいて提案されているものではないということです。第三章および第四章で詳しくお話ししますが、ロールズの「公正としての正義」から導かれる正義の原理、および具体的な社会のイメージは、現実政治に当てはめて考えると「リベラル派」の立場にかなり近いものになります。とはいえ、それを受け入れる理由は、その人がリベラル派であるかどうかに関係ありません。なぜならそれは無知のヴェールがかけられた公正な状況において、みんなが合意するはずのものだからです。

ここで「合意する」と断言することはできません（あくまで合意する「はず」のものです）。もちろんですが、現実話し合いをすれば、合意したくない人もいるでしょう。しかし問題は、そこにまっとうな理由があるかどうかです。たとえば、無知のヴェールの下では、貧困層への経済的支援が求められます。その理由は、自分がどのような立場にあるかわからなければそれを認めるだろうから、という「偏りのない」理由です。これに対して、自分は貧困層への経済的支援には反対だ、という人もいるでしょう。しかしその理由は何でしょうか。それが「自分は自分で稼いだお金を自分だけのために使いたい」という理由であれば、それは自分の都合を優先した、「偏った」理由です。そういった理由は、正義の原理を考える上で考慮すべき理由としてはふさわしくありません。というのも正義はそもそも現実の力関係を抜きにした、対等な取り扱いを規定するものだからです。

このように、原初状態からの導出というプロセスは、正義をめぐる合意が一方的な意見の押し付けにならないためのものです。このプロセスを通じて得られた見解は、決して「あなたの感想」ではありません。むしろ、誰かの感想によって正義が歪められないようにする上で、無知のヴェールはとても役に立つものと言えます。

「公正としての正義」と民主主義との関係について改めて整理しておきましょう。ここまで読んだ人の中には、次のような疑問を抱いた人もいるかもしれません。無知のヴェールの下で、偏りのない形で政治を決定していくならば、民主主義が無意味になってしまうのではないかと。民主主義とは、「こういう社会が望ましい」という、人それぞれの意見を汲み上げていくもののはずです。もし政治的な問題について無知

のヴェールの下で決定するのであれば、話し合いも投票も必要なくなってしまうのではないのでしょうか。

そのような心配は不要です。ロールズの議論はあくまで、社会の基礎構造をめぐるものであったことを確認しましょう。ロールズの構想する社会においても、具体的な政策の詳細、たとえば消費税を何%にするか、災害に対して給付金をどれくらい支給するか、移民をどれくらい受け入れるか、などの点については民主主義的に決定すべきとされます。しかし、そのような個別の議論においても、常に守られるべき最低限のラインがある、とロールズは考えます。なぜなら、人々の話し合いが無制約であれば、多数派や権力者が一部の人々を犠牲にするという不正義が許されてしまうからです。

したがって、そのような最低限のラインは、正義にかなったものでなければなりません。そして正義にかなったものであるためには、誰かの都合を優先するような形ではなく、公正な形で決定されなければなりません。たとえば、移民をどれくらい受け入れるかの詳細は民主主義的な話し合いで決めるべきであるとしても、移民の人権を保護しないような制度であってはならない、というわけです（もしかしたら自分が移民であるかもしれない、という無知のヴェールの下での思考においては、人権侵害は受け入れられないからです）。

このような考え方は決して珍しいものではなく、オーソドックスな立憲主義の態度です。すでに論じたように、ロールズは自身の正義の構想を立憲主義の構想として位置付けています。「公正としての正義」と民主主義との関係は、立憲主義の枠組みの中で理解すれば、決して民主主義を否定するものではないことがわかんと思います。

「公正としての正義」について大学の講義の中で学生たちに話すと、面白いしなるほどと思う、という好意的な反応も多いのですが、他方で次のような疑問もよく出てきます。誰の立場からでも納得できるルールにしよう、というのはたしかにより考え方だと思うけれど、それは理想的すぎるのではないのでしょうか？ 現実の政治においてはやっぱりみんな自分の都合を優先してしまうのではないのでしょうか？

実のところ、個々の人間から見ると、ロールズの言う意味で正義にかなった社会というのは、必ずしも自分にとって「最善」の社会ではありません。もっとよい社会の仕組みがあるはずだと考える余地があります。たとえば、才能に恵まれていて健康で活力に満ちている人は、努力した分だけ成果がどんどん大きくなっていく、新自由主義的な競争社会のほうが毎日楽しくいきいきと暮らせるかもしれません。あるいは、

ある特定の宗教Aに深く帰依している信心深い人にとっては、その宗教を国家が保護し、周りの人もみなその宗教を大事にして生きている社会のほうが心穏やかに暮らせるかもしれません。要するに、ある人にとって最も生きやすい社会は、その人の境遇や価値観にマッチした社会であるわけです。

しかし人間には多様性があります。新自由主義的な競争社会は、ハンディキャップを抱えた人にとっては大変にしんどい社会でしょう。ある宗教Aが社会のあり方を規定している社会においては、別の宗教を信じる人は居場所がないと感じるでしょう。すなわち、ある人にとって「理想的」な社会は、別の人にとってはまったく理想的ではない、ということがありうるわけです。

そのようなすれ違いに、必ずしも悪意があるとは限りません。他人を踏み台にしようという悪意に基づいて社会を構想しようとはしていなくとも、端的に価値観が違う以上、自分にとって最善の社会とは、他人にとって害の大きな（場合によっては最悪の）社会であるかもしれません。なぜなら、繰り返しになりますが、人間には多様性があるからです。

ロールズは、誰かが別の誰かの犠牲にされることがないという意味での正義を実現するための方法を模索します。決して、最も心地よく生きられるという意味で「理想的な」社会をつくり出そうとしているわけではありません。むしろ、ある個人にとって理想的な社会を追求することははっきり放棄します。そうではなく、誰にとっても生きづらくない社会を追求するのが、ロールズの「公正としての正義」の試みなのです。そしてその追求はつまるところ「正義」がその本来の意味において求めるところでもあります。

したがって、ロールズの正義のルール（その具体的な内容は次章でお話しします）に対して、それよりももっとよい社会のルールがある、と個人的に感じるのは、ごく自然なことです。ロールズはあくまで、誰もが生きづらくない社会のルールを追求しているからです。

ロールズの構想よりももっとよい社会のルールがあるのではないかと感じる人は、同時にこう問い直してみるべきです。そこで念頭におかれている「もっとよい社会」というのは、自分とは別の考え方を持っている人にとってもよい社会なのか、と。もしかするとその理想社会は、自分とは別の人生観を抱く人々にとってはむしろ望ましくないものであるかもしれません。もしそうならば、それは正義にかなった改善の提案とは必ずしも言えないことになります。

ロールズの「公正としての正義」が目指す社会は、すべての人が何不自由なく幸せに暮らす理想郷のようなものではありません。その社会でも、多くの人は個人的なレベルでいくつかの不満を抱くでしょう。その社会は「自分にとって」最も都合のよい社会ではないからです。しかしその社会は「誰にとっても」致命的な問題はない社会です。ロールズが目指す正義にかなった社会が理想的であるとは、このような意味においてなのです。それは薔薇色の綺麗事などではありません。むしろ、人々が多様であるという現実を見据えた上でなお、正義をぎりぎりで成立させるための、苦心の末のアイデアだと言えるでしょう。

出典：玉手 慎太郎『ジョン・ロールズ―誰もが「生きづらくない社会」へ』講談社, 2024年, pp.48-69

設問Ⅰ ロールズが用いる「無知のヴェール」という概念に関する著者の理解を 500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ ロールズの「公正としての正義」という概念に関する著者の理解を説明したうえで、著者が「公正としての正義」に対する疑問に答えた部分について、解答者自身の考えを 1500 字以内で論じなさい。(200 点)

2 0 2 5 年度①

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。



## 憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ X(女性)は、大学卒業後、会社員として就職し、まもなく職場の同僚Z(男性)と知り合い、2023年8月に婚姻した。同年9月にZがアメリカに転勤することとなり、XはZとともに渡米し、アメリカで共同生活を始めた。ところが、2024年6月にXは単身で帰国し、XとZは別居することになり、同年7月にXとZは離婚した。

Xの母Aは衆議院議員を長年務めており、現職の国务大臣でもある。Xの母方の祖父B(Aの父)は故人であるが、生前は衆議院議員を長く務め、国务大臣を歴任した政治家であった。もっとも、X自身は、公務員でも、公職選挙の候補者でもなく、過去にこれらの立場にあったこともなく、政治家の親族であることを前提とする活動もしたことがない。また、Zも、Xと婚姻してただけで政治との関わりを有していたことはない。

Yは、雑誌、図書の印刷、発行及び販売等の事業を営む株式会社であり、「週刊Y」と題する週刊誌を発行している。2024年6月、Yは、Xの帰国情報をつかみ、関係者に対する取材を経て、2024年8月25日号(以下、「本件雑誌」という。)において、Xの離婚情報を報道することにした。Yは、「独占スクープ A長女わずか1年で離婚 母の猛反対を押し切って結婚した新妻はロスからひっそり帰国」という表題のもと、「アメリカではすれ違いの生活」、「『本当に特別なお嬢さんですから。』」との中見出しを付け、有名な政治家一族の長女Xの離婚について、B5判の誌面の3ページにわたって読者の好奇心をあおる態様の記事(以下、「本件記事」という。)を作成した。

Yは、2024年8月1日、本件記事が掲載された本件雑誌を、同月18日に販売する予定である旨をXに知らせた。

[設問]

2024年8月1日、Xは、本件雑誌の発行・販売の差止めを求める仮処分手続を申し立てることを考えている。Xの申立てに対して、裁判所はいかなる判断をすべきか

について論じなさい。

Ⅱ 日本国憲法第 86 条の規定に関連して、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 19 条に、「内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合には、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない」と定められている。

この規定により「附記」が要求されている理由を明らかにするとともに、「国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合」の憲法上の問題点について論じなさい。

2 0 2 5 年度①

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 民 法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 占有補助者 (占有機関)
- (2) 死因処分

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。それぞれの問は独立したものである。(100 点)

1. 2024 年 8 月 1 日、機械の大手販売会社の X は、関連会社の中古機械販売会社 A から依頼されて、工作機械甲・乙 2 台 (各 220 万円) を、転売後に転売代金から残代金を支払ってもらうこと、および、代金完済時に所有権が A に移転することとする特約付で売却し、A に引き渡した。
2. X は、従業員を A に派遣して、販売促進活動に当たさせた結果、同月 6 日、甲は、Y に代金 280 万円、頭金 70 万円を控除した毎月 70 万円の 3 回の分割払で売却することができた。Y は、頭金 70 万円を現金で支払い、甲の引渡しを受けて使用していた。
3. 同月 28 日、A は、X に代金を支払わないまま、事実上倒産状態となり、A の債権者 Z が、A の元にあった乙を差し押さえた。

(問 1) X は、Y に対して甲の返還を求めることができるか。(40 点)

(問 2) X は、甲の返還請求をあきらめた場合、Y に対して何らかの請求ができるか。(30 点)

(問 3) X は、Z に対して、乙の競売を止めることができるか。(30 点)

〔2〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。なお、各問および（問1）の小問①、②、③はそれぞれ独立した問題である。

1. 2023年11月20日、Aは、建設会社Bとの間で、鉄筋コンクリート2階建ての建物（以下「甲建物」とする）の建築請負契約を締結し、Aは当該契約に基づきBに対して請負代金3500万円のうち前払金として1000万円を支払った。
2. 事実1の請負契約締結時、Aは、近時日本各地で大きな地震が多発していることから安全性を備えた建物にしたいと考えていたため、Bに対し、震度6以上の地震にも耐える建物となるように法令において定められている鉄骨の太さよりもさらに太い鉄骨を支柱として使用するよう、何度も伝えた。Bはこれを了承した。
3. しかし、Bは法令において定められている太さの鉄骨を使用しても、震度6の地震では建物が倒壊する恐れはないことを確認し、Aが指定した鉄骨よりも細い鉄骨を支柱として使用し、甲建物の建築を進めた。
4. 2024年5月27日、甲建物は完成し、同日、BはAに甲建物を引き渡した。その翌日にAは残代金2500万円を支払い、同年6月3日に引っ越しを完了させ甲建物に住み始めた。

（問1）

その後、Aは業者に依頼して甲建物に欠陥がないか検査させた。2024年8月28日に業者から検査結果を伝えられた際、Aは、甲建物の支柱として自分が指定した太さよりも細い鉄骨が使用されていたことを知った。

- ① AはBに対して甲建物の修補として支柱の鉄骨を取り換えるよう請求したいが、認められるか。（20点）
- ② AはBに対して甲建物の請負代金について、自分が指定した鉄骨を使っていないことから、材料費が実際より安く済んだはずであるとして600万円の減額請求をしたいが、認められるか。（20点）
- ③ AはBに対して、自分が指定した鉄骨を使わなかったことで建物の耐震性が契約内容と異なるものとなり、建物の時価が想定よりも下がったことから、甲建物の修補に代わる損害賠償として1000万円請求をしたいが、認められるか。（20点）

(問2)

事実2および3の事情はないものとする。2024年7月2日に大雨が降り、甲建物の1階が浸水し、Aがリビングルームに置いていた高級カウチソファ（以下「乙」とする）が汚損し、使い物にならないほど劣化してしまった。乙は、イタリアの有名家具職人により作られた特注品で時価750万円である。1階が浸水した原因は甲建物の外壁の施工ミスであることが判明したため、Aは、Bに乙の汚損について損害賠償請求をしたいが、認められるか。(20点)

(問3)

事実2および3の事情はないものとする。2030年10月6日、Aは甲建物をCに売却した。同年11月1日からCは甲建物に住み始めた。それから2年経過後、荒天時に甲建物の揺れやきしみを感じるようになったため、家屋調査士に依頼して甲建物を調べてもらった。2032年12月14日、Cは家屋調査士から、甲建物の天井と床に無数のひび割れが生じており、このまま住み続けると危険な状態であるという判定結果を伝えられ、甲建物の天井と床の補強工事には1800万円程度かかり、工期は3カ月ほどであると言われた。Cは直ちに甲建物の天井と床の補強工事を業者に依頼し、工事の間、マンスリーマンションを借りて生活することにした。CはBに対して、甲建物の天井と床の補強工事費用、補強工事の間居住するマンスリーマンションの賃料を損害賠償として請求したいが、認められるか。(20点)

2 0 2 5 年度①

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。



## 商 法①

I 手形の無因性の意味について説明しなさい。(150 字以内) (20 点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 80 点)

〔1〕 甲株式会社（以下、「甲社」という）は、京舞扇等の扇の製造・販売を業とする株式会社である。甲社は取締役会設置会社であり、定款には、その発行するすべての株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨が定められている。甲社の取締役会は、代表取締役社長A、専務取締役B、常務取締役Cの3名によって構成されている。甲社は、京都市内で長く続く京舞扇製造の老舗であり、Aの父親の代にその事業を法人化した。BはAの長女であり、CはAの妻である。甲社の株主は、A、B、C、D（Aの長男・Bの弟）およびAの親戚数名である。A、B、CおよびDは、それぞれ、甲社の発行済株式 100 株のうち、35 株、10 株、10 株、10 株を保有し、残りは親戚筋が保有している。

Dは甲社とは別の会社に勤めており、繁忙期に甲社の事業を手伝う程度の関与しかしていない。令和5年10月、Dは、遊興のために知人Eから借り入れた金銭を期日までに返済できなかったことから、自己が甲社の株主であることに思い至り、Eに対し、自己の保有する甲社株式を譲渡することを申し入れた。Eは京都市内で和装小物店を営んでいるため、甲社が京都でも老舗の部類に入る扇の専門店であることを知っていたが、甲社の株式に譲渡制限があると知らず、また登記簿も確認していなかった。Eは甲社の事業に興味があったことから、Dの申し出を了承し、Dから甲社株式 10 株を有償で譲り受けた（以下、「本件株式譲渡」という）。同年12月、Eは、甲社株主総会に出席し、本件株式譲渡の結果、Dから甲社株式を譲り受け、自己が株主となったと主張した。本件株式譲渡の効力について論じなさい。(40 点)

〔2〕 乙株式会社（以下、「乙社」という）は、機械部品の販売を目的とする公開会社であり、監査役設置会社である。乙社は、大会社でも種類株式発行会社でもなく、その発行する株式を金融商品取引所に上場していない。乙社の発行済株式総数は2万5000株であり、単元株の定めはない。

乙社の定款には、株主は議決権を有する他の株主を代理人として株主総会において議決権を行使することができる旨（以下、「本件資格制限」という）、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする旨、事業年度の末日の最終の株主名簿に記載された株主が、当該事業年度に関する定時株主総会で議決権を行使することができる旨が定められている。

令和6年5月25日、乙社の取締役会は、同年6月30日に、「取締役選任の件」を議題とし、取締役P、QおよびRの再任を議案とする、定時株主総会（以下、「本件総会」という）を開催することを決定し、同月10日に、本件総会の招集通知を発送した。

本件総会について、次の（１）（２）の事実があった場合、令和6年3月31日時点において乙社の株主名簿に記載され、その後、本件総会時点を過ぎてなお乙社の株主であるXが、これらの事実を主張して本件総会の決議の効力を争ったとして、その請求が認容されるかについて、おのおの論じなさい。

（１） 令和6年3月31日時点において乙社の議決権250個を有する株主Sのもとには、本件総会の当日までに本件総会の招集通知が届かず、Sは本件総会に出席することができなかった。しかし、これは乙社事務員の招集通知発送時に生じたミスによるものであり、作為的な誤りではなかった。

（２） 令和6年3月31日時点において乙社の株主名簿上の株主であったT氏は、T県職員であって乙社の株主でないUを、本件総会における乙社の議決権行使の代理人として派遣した。乙社は、本件資格制限を根拠に、Uの本件総会への出席を拒絶した。

(40点)

以上

2 0 2 5 年度①

# 刑 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- Ⅰ 次の【事例】を読み、自招危難の場合の緊急避難規定（刑法37条1項本文）の適否に触れたうえで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい（「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」以外の特別法違反の点は除く）。

### 【事例】

- 1 甲は、タクシー運転手として某日午後9時30分ごろ、自己のタクシーを運転して幅員8メートルの二車線道路を走行中、自転車左側に停車中の貨物自動車の横を通行する際に、貨物自動車の背後から人が出てくる可能性があったにもかかわらず徐行してその安全を確認することなく、時速約40キロメートルで通過した結果、上記貨物自動車の背後から飛び出してきた12歳の少年Aとの衝突を回避するため、自転車のハンドルを操作して自転車を右方向に転把したところ、そこにいたAの祖母B（62歳）に自転車を衝突させ、その結果Bを死亡させた。
- 2 甲がAを発見した時点では、周囲の状況から、Aとの衝突を回避するには自転車を右に転把するよりほかに方法がなかった。また、この時点で甲が自転車を右に転把しなければAを死亡させる危険が十分にあった。しかし、甲が貨物自動車の横を通行する際に徐行して安全を確認していれば、AもBも死亡させることはなかった。

### 〔設問1〕

上記の【事例】において甲がBの存在に気づいていなかった場合の甲の罪責について論じなさい。

### 〔設問2〕

上記の【事例】において甲がBの存在に気づいており、自転車を右に転把すれば衝突によりBを死亡させるおそれがあると気づいていた場合の甲の罪責について論じなさい。

\*自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

Ⅱ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、答えなさい。(特別法違反の点は除く)。

【事例】

- 1, 本件山林は、A が所有していたところ、A から B に対して代物弁済として所有権を移転するとともに引き渡された。その後本件山林の所有権は相続により B から V に移転したが、登記簿上は依然として A の登記のままであった。
- 2, 甲は A の子であり、乙は本件山林及び周辺山林の買収を C から依頼されていたものである。乙は本件山林を取得しようとして調査したところ、本件山林は V が所有・管理していることが分かったが、当該山林の登記簿上、本件山林の所有者の登記が A のままであることを知るに至った。そこで、乙は本件山林の登記簿上の所有名義が A にあることを利用して、A の相続人である甲から本件山林を取得することを企てた。乙は甲宅を訪れ、本件山林の売却方を依頼したが、甲は本件山林は借金のカたに B にくれてやったものであるから売却することはできないと断った。
- 3, そこで、乙は甲に法律的知識がないことや、甲が経済的に困窮していることを知っていたことから、「あの山はあなたの名義になっているし、借金も担保も無効になっている」「V にいくらかの金を渡してやれば文句は言わないだろう」「このことで裁判になっても自分が引き受けるから大丈夫だ」などと、執拗かつ言葉巧みに申し向けたところ、ついに甲は本件で何かあっても乙が面倒を見てくれるのだろうと信じて、乙に売却することを決意した。
- 4, 乙は甲に土地代金を支払い必要な書類等を甲から受け取ったうえで、C に転売し中間省略登記により C 名義の所有権移転登記を行った。

2 0 2 5 年度②

# 小 論 文

(全 15 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 小論文②

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

民主主義が社会の共同の困難を解決し、未来を選択するために、社会の構成員がかげがえのない能力を発揮し合って共同意思決定をすることだとすれば、政治システムにおいて社会の構成員が選挙権の行使をすることだけでは、その役割は完結しない。社会の構成員の一人ひとりが、未来の社会形成に影響力を発揮することが保障される必要がある。スウェーデン政府による「権力分配と民主主義」に関する調査指令書では、民主主義の目的を「国民が対等な条件のもとで、将来の社会の形成に参加し、自己の生活形式に自ら参加できることを可能にすること」だとしている。

このように政治システムにおける共同意思決定に影響力を与えるという観点から、スウェーデンの中学二年生の社会科の教科書『あなた自身の社会』（アーネ・リンドクウィスト、ヤン・ウェステル）では、民主主義への参加を次のように説明している。

第一に、選挙権とともに被選挙権を行使することである。スウェーデンでは選挙権も被選挙権も、年齢要件は18歳である。日本でも選挙権の行使は教えられるけれども、スウェーデンではむしろ、被選挙権を行使して政治家として政治的任務を果たすことを推奨している。

もちろん、誰もが被選挙権を行使して、政治家として政治的任務を担えるわけではないし、誰もがそれを望んでいるわけではない。だが国民は、政治システムにおいて被統治者であると同時に、民主主義を担い政治システムを制御する統治者でもある。そうした社会の構成員が、権利と責任において共同意思決定に影響を与える方法は、選挙権と被選挙権の行使だけではない。それだけでは、民主主義は機能しないのである。

そこで第二に、政治システムの共同意思決定の過程に影響を与える個人的行動を起こすことを奨<sup>すす</sup>めている。つまり、「新聞に投書しよう」「地元のラジオでしゃべるよう努力しよう」「政治家と連絡を取って個人的に話し合ってみよう」などと訴えている。

さらに第三に、「人は一人では無力」だけれども、「何かに影響を与えたいとき、成功を勝ち取るのは他の人びとと一緒にやるとき」だとして、他者と連帯して行動を起こすことを奨める。人びとが連帯すれば、「良い考えが生まれてくるものですし、交渉力も増加して敬意を呼び起こし、成功への可能性」を高めるからだと説明している。

しかし、連帯をして行動することは、デモンストレーションなどの示威運動に参加することだけではない。もちろん、それも重要な影響力をもたらすことは間違いない。

『あなた自身の社会』で、民主主義を有効に機能させるために連帯する行動として強調されているのは、共同の困難である公共の問題を解決する目的で、自発的に組織化された団体、後述するアソシエーションに参加することである。つまり、環境問題にしろ、貧困問題にしろ、教育問題にしろ、ジェンダー問題にしろ、民族問題にしろ、障害者問題にしろ、様々な社会問題に取り組むために組織化されている市民組織、協同組合、地域組織、労働組合などの団体に参加して活動することを呼びかけている。実際、後述するようにスウェーデン政府もそれを推奨している。

このように『あなた自身の社会』に学べば、民主主義は選挙権と被選挙権を行使するだけでは活性化しない。人間の生活の「場」である社会システムにおいて、共同の困難の解決のために、生活者として積極的に個人的行動を起こす必要がある。しかも、こうした個人的行動が、連帯する政治行動として組織化されていく必要性を唱えている。

このような連帯する政治行動は、大衆運動にしろ、市民組織などへの団体参加にしろ、社会システムの組織化を活性化する行動だといってよい。そうだとすれば、この教科書は政治システムにおける民主主義が有効に機能するためには、社会システムが活性化しなければならないことを論じているといってよい。

経済システムの市場経済は、「悪魔の碾き臼」として、家族やコミュニティなど、社会システムの共同体の人間関係を磨り潰してしまう。それによって社会システムで対立と抗争が激化すれば、政治システムが設定した私的所有権も不安定化してしまい、経済システムも機能不全に陥る。そこで政治システムは財政を媒介にして、家族やコミュニティの機能の縮小に代替する公共サービスを提供し、社会システムの機能を保障して社会統合を図っていく。しかし、政治システムの民主主義が有効に機能しないと、社会システムにおける人間の生活を保障する機能が果たせない。こうした点からも、政治システムの民主主義を有効に機能させるには、社会システムを活性化させることが必要なのである。

スウェーデンでは社会が危機に陥ると、その克服のために「国民運動」が巻き起こる。そうした有効に機能する社会システムに埋め込まれるようにして、政治システムが機能していく。そのためスウェーデンの民主主義は、「国民運動民主主義」だといわれている。



社会システムの組織は、大きく二つに区分することができる。一つはインフォーマル・セクターとして分類される家族やコミュニティという組織である。家族や地域社会も集まることだけを目的として組織化されている帰属集団だということができる。

もう一つはボランタリー・セクターに分類される組織である。特定の目的のために自発的に組織された機能集団である。労働組合や協同組合に加えて、様々な非営利組織が存在する。ヨーロッパでアソシエーションといえば、こうしたボランタリー・セクターの組織を指しているといっていよい。

社会システムのコアには「最後の共同体」としての家族という帰属集団が存在し、その限界を補完するようにコミュニティが包むことでインフォーマル・セクターが形成されている。こうしたインフォーマル・セクターの周辺を、ボランタリー・セクターがその限界を補完するように包んでいる。

政治システムの民主主義を有効に機能させるために、社会システムを活性化させる必要があるといっても、それはインフォーマル・セクターよりも、ボランタリー・セクターの活性化を重視せざるをえない。というのも、家族やコミュニティなどのインフォーマル・セクターの自発的協力が、拡大する市場経済の競争原理に浸食され縮小してしまっているからである。

生活の「場」としての社会システムで、人間の生命活動としての生活を存続させるために、社会の構成員が自発的に協力して実現する機能は、二つある。一つは社会の構成員が生きるために、相互に助け合う相互扶助機能である。もう一つは、社会の構成員が共同の困難を解決するためになされる共同作業という機能である。インフォーマル・セクターでは、家族にしろ、コミュニティにしろ、相互扶助機能も共同作業も区分することなく、包括的に実施される。

ところが、機能集団で構成されるボランタリー・セクターでは、機能目的によって、相互扶助を目的とする機能集団と、共同作業を目的とする機能集団とに区分される。

相互扶助を目的とする機能集団とは、そこに帰属する構成員が相互に助け合うことを目的として組織された機能集団である。こうした相互扶助を目的とした機能集団の典型は、協同組合である。国際協同組合同盟の定義によれば、協同組合とは「共同的に所有し、民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的な結社」とされている。

これに対して共同作業を目的とする機能集団は、機能集団の構成員以外のニーズを充足しようとする「他助組織」である。日本でいえばNPOということになる。1998

年に制定された日本の特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人の活動を「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義している（第2条1項）。

新自由主義の「政府縮小－市場拡大」戦略が世界史の表舞台に君臨するようになると、その一方でボランティア・セクターのアソシエーションを活性化して、政治システムによる社会統合機能を高めようとする動きが台頭してくる。19世紀以来のアソシエーション運動の伝統のあるヨーロッパ大陸諸国では、新自由主義のアングロ・アメリカンモデルに対抗する「ヨーロッパ社会経済モデル」が追求されていく。フランスでは協同組合運動、共済運動、アソシエーション運動の連絡委員会の結成をふまえて、1980年に社会的経済憲章を採択する。さらに1981年には社会的経済財団が、1983年に社会的経済振興機関が創設されていく。

ボランティア・セクターのアソシエーションは、インフォーマル・セクターの相互扶助や共同作業に代替して対人社会サービスを提供するようになる。イタリアでも1960年代にはアソシエーションとして生成した社会的協同組合が、政治システムからの委譲により対人社会サービスを供給するようになる。

スウェーデンでも、1980年代から子どもをもつ親たちが組織する協同組合が、保育サービスを地方自治体の財源で運営するようになる。さらに、重度障害者が組織する自立協同組合も、専門介護者をパブリック・セクターの財源で雇用して運営するようになる。しかも、スウェーデンでは、1990年代になると、労働組合員を構成員とする労働者協同組合が設立される。こうした労働者協同組合は、作業療法、理学療法サービスなどを含む保健・医療サービス、さらに歯科サービス、ホームヘルプサービス、知的障害者のデイケアなどの福祉サービスを提供するようになる。

スウェーデンの国民運動は、社会システムのボランティア・セクターにおける組織化運動だといってよい。国民運動によってスウェーデンのボランティア・セクターは活性化していく。もちろん国民運動は、社会システムでの組織化運動なので、無報酬で協力原理にもとづいて推進される。この国民運動は19世紀後半の大不況から抜け出していく過程で、国民が自発的に展開した禁酒運動、自由教会運動、それに国民教育運動として巻き起こった国民運動に源流があり、それらがボランティア・セクターのアソシエーションを発展させていった。

スウェーデン政府は民主主義のために、誰もが少なくとも一つのアソシエーションに加入してほしいと国民に呼びかけている。ただし、それはあくまでも強制ではなく、

国民の自発的行動でなければならないとスウェーデン政府は訴える。だが実際には、スウェーデン国民はたった一つどころか、平均すると三つのアソシエーションに加入している。

民主主義は上から振って降りてはこない。社会の構成員が、共同の困難に常に関心をもって、その問題を認識し、解決するために生活者として行動しなければ、民主主義は機能しないのである。

市場社会は、財政という民主主義のもとに運営される経済によって統治されている。したがって、民主主義を有効に機能させるためだけではなく、財政を有効に機能させるためにも社会システムの活性化が必要である。社会システムが活性化していて、民主主義が有効に機能していれば、財政は社会システムの構成員の生活を保障するために、公共サービスを有効に提供することができる。

そうした公共サービスに必要な租税についても、その構成員の共同意思決定による合意形成で決まる。もし、そのように決定された租税が高いというのであれば、社会システムの自発的協力を高めて、租税の負担を低めるしかない。しかし、そうした選択もそこで生活を営む社会の構成員の共同意思決定で決められることになる。

生活保障に必要な財源についても、社会の構成員の民主主義にもとづく合意によって調整することができる。すでに述べたように、財政は人間の生命活動に必要な経済活動の前提条件、つまり社会的インフラストラクチュアを整備しなければならない。しかし、コロナ・パンデミックで思い知らされたように、財政は社会システムにおける人間の生命活動のためには、経済システムを制御して、社会統合を果たしていかなるをえないのである。

市場経済の領域が拡大してくれば、社会システムにおける自発的協力の領域が小さくなるのは当然である。衣料でも食料でも、家族内での加工作業を必要としない完成品が多くなる。しかも、家族内の無償労働を代替する洗濯機や掃除機も市場から購入できるようになる。コミュニティにおけるコミュニケーションや共同作業を代替するように、自動車、ラジオ、テレビ、それに情報手段なども市場から購入できる。それによって生活時間はタイム・セービングされ、自由時間は増大する。

しかし、社会システムでの生活時間が節約できても、節約するための消費財を市場から購入するために、労働時間が増加してしまう。かねてより、日本では「ワーク・ライフ・バランス」の重要性が叫ばれてきたが、それは労働時間が長すぎて、生活時間が短すぎる生活様式が定着してしまっているからである。

ところが、スウェーデンの日常的な食生活を眺めると、原材料しか購入しない。家族が協力して食事を準備し、家族で食事を楽しむ。家族で協力して後片づけをする。そのこと自体が喜びだからである。

衣料に関する生活をみても、原材料しか購入しないことが多い。私の幼き頃には一般的だったように、子どもたちの衣類を親が織り上げていく。子どもたちも親の愛情に包まれた衣類を身にまとうことができる。親にとっては、子どもたちの身を愛で包む作業自体が喜びなのである。

住居に関する生活でも原材料しか購入しないことが多い。家具も市場からはパーツだけを購入し、それを家族などが協力して製作していく。家族では手に負えない作業は、それを得意とする隣人や友人が協力して行う。

スウェーデン住宅はパネル工法なので、パーツを購入し、家族が、さらには隣人や友人が協力して組み立てていく。住宅の内装や、外壁、水道管などの模範を要する作業は、国民教育運動の「学習サークル」に参加して学び合いながら修得する。そのうえで、家族や隣人、友人たちと共同作業で完成させていく。それが喜びだからである。もちろん、このように社会システムにおける相互扶助や共同作業が息づいていれば、生活費も節約され、労働時間も短くて済む。

日本の消費税にあたるスウェーデンの付加価値税の税率は 25 % である。その高さが話題となるが、スウェーデンの生活に関わる活動が、極めて活発であることを忘れてはならない。生活に必要な財・サービスのうち、市場から購入するものは、極端に言えば原材料しかない。そのため付加価値税率が生活に与えるインパクトは、日本とは決定的に相違するのである。

こうしてみれば、スウェーデンの社会システムは、社会の構成員が生活者として行動する「参加社会」である。スウェーデンには、プロ・スポーツは原則として存在しない。サッカーもクラブ・サッカーは存在するけれども、プロになろうとすれば、海外のプロ・スポーツに参加するしかない。アイスホッケーもプロになろうとすれば、カナダやアメリカなどの海外で活動することになる。スウェーデンでスポーツを「楽しむ」といえば、スポーツを「する」楽しみのことをいうのである。

スウェーデンが「する」社会であり、「参加社会」だとすれば、日本は「観る」社会であり、「観客社会」である。日本で、スポーツを「楽しむ」といえば、プロ・スポーツを「観る」ことである。スウェーデンのスポーツ施設は、市民がスポーツをする場所であるが、日本で溢れているスポーツ施設は、市民が観客としてスポーツを楽

しむ場所である。つまり、日本でスポーツを楽しむということは、市場でスポーツを観る機会を購入し、観客として楽しむことなのである。

音楽も、日本では市場で購入して楽しむ。スウェーデンで音楽を楽しむといえば、自らピアノを弾き、バイオリンを奏でることである。もちろん、ヨーロッパの町の中心部には、音楽や演劇などを観客として楽しむ劇場や音楽堂がある。しかし、それも音楽を演奏者と一体となって創り出すという「する」楽しみなのである。

「参加社会」では共同の困難が生じれば、インフォーマル・セクターで解決しようとし、それが困難であればボランティア・セクターが克服しようとする。ボランティア・セクターでも解決不能であれば、財政が登場することになる。

スウェーデンの地方自治体は、教会をシンボルとした地域共同体であるコミュニンに重ね書きするように成立している。教会をシンボルとした地域共同体では、どのようなサービスを地域社会の共同事業として教会が提供するのかは、地域社会の構成員が自己決定する。つまり、地域社会の構成員が自発的に組織した「信徒会の自治」によって決定されることになる。

こうした地域社会の共同事業を実施するために、地域社会の構成員は共同負担をする。それが教会税である。教会税は任意税である。

租税には二つのルーツがある。一つは、封建領主などが強制力によって徴収していた現物地代などの貢物が転化したものである。もう一つは、教会税という任意税が、強制力によって裏打ちされて転化した租税である。

ヨーロッパの地方税の多くは、教会税をルーツとして誕生している。それ故に地方税は社会の構成員が互いに負担し合う税といわれている。スウェーデンでは、教会税に上乗せするという形式で地方税が徴収されることによって、地方財政が成立するのである。

アメリカの経済学者ガルブレイスが『不確実性の時代』で指摘しているように、「観客社会」では政治に関しても、あたかもスポーツを観客として楽しむかのように観てしまう。そのため、深刻な共同の困難が生ずると、自分たち自身の力で克服しようとせず、どこかに良きリーダーはいないかと探し求めることになる。

「参加社会」が共同の困難に襲われれば、社会の構成員が解決方法を考え、共同意思を決定する過程において、お互いの認識を確認し合いながら、合意形成していくしかない。つまり、民主主義を有効に機能させるしかない。そのほうが未来への選択に誤りが少ないということが、民主主義の理念なのである。



家族という社会システムでの対立は「親和的対立」である。家族という共同体では、誰かが幸福になれば自分も幸福になり、誰かが不幸になれば自分も不幸になるという協力原理が機能する。そのため、家族という共同体の構成員の間では、誰もが誰もに対して幸福になることを願い合い、誰もが誰もに対して不幸にならないことを願い合っているという確信が存在する。家族内の対立が「親和的対立」となるというのは、そういう意味である。

子どもの将来をめぐって、親子間で意見が激しく対立した場合、親が古い考えに立っているなどと子どもは考えたりする。しかしながら、親はわが子が不幸にならずに幸福になることを願って発言しているのだろう、という確信が子どもにはある。それ故に家族内では、思いのたけの論争が可能となる。つまり、「親和的対立」であるが故に、「親和的論争」が実現する。

民主主義が有効に機能するためには、社会の構成員が熟議によって、相互変容を遂げ、合意形成していくことが必要となる。社会システムが活性化していれば、民主主義による合意形成に必要な「親和的対立」と「親和的論争」を可能にする精神的風土が培養されていく。社会システムのインフォーマル・セクターからボランタリー・セクターまで、「親和的対立」と「親和的論争」が積み上げられて、政治システムにおける共同意思決定が実現していくことにもなる。そうなれば、社会の構成員は自分が政治システムにおける統治者であることを自覚できる。逆に政治を観客として観ている立場に追いやられてしまうと、民主主義への不信と絶望が広がってしまうことになる。

社会システムが政治システムを包摂しているような「参加社会」であるスウェーデンでは、コロナ・パンデミックに対して政府の「規制・統制」による行動制限は最小限にとどめて、理性ある国民の責任ある行動に委ねるという持久戦略を、国民が選択した。この戦略は現在では隣国も WHO（世界保健機関）も評価しているが、当初、高齢者特別住宅において高齢者の生命を守り抜けなかったこともあり、世界のメディアから激しい批判を浴びせられた。

日本でもコロナ・パンデミックという歴史的悲劇を抜け出す過程で、新しい社会ビジョンが打ち出されている。それが岸田内閣の掲げる「新しい資本主義」というビジョンである。この「新しい資本主義」のビジョンでも、市場万能的な新自由主義からの転換を叫んでいる。新自由主義的な政策が市場に依存しすぎたために、格差や貧困が拡大し、なおかつ経済の停滞も生じている。しかも、市場が自然に負荷を

かけすぎたために、気候変動問題が深刻化し、さらに「分厚い中間層」が衰退したために、健全な民主主義が危機に陥っていると指摘されている。

こうした新自由主義的な経済政策が生み出した様々な弊害を乗り越え、持続可能な経済社会を求める動きが歴史的なスケールで始まっている。「新しい資本主義」のヴィジョンは、「成長と分配の好循環」を創り出すことによって、こうした歴史的スケールで始まっている動きを主導するヴィジョンだと唱えられている。

「成長と分配の好循環」が市場に依存するのではなく、「官」と「民」が全体像を共有し、協働する「官民連携」が説かれている。「官」とは、すべての社会の構成員が統治すべき「公」である政治システムを、社会の構成員に代わり、実質的に統治する者という意味だと思われる。「民」も「タミ」と読めば、社会システムにおける生活者という意味になるが、ここでは「ミン」と読んで、経済システムにおける「民間企業」という意味だと思われる。そのように考えると、コロナ・パンデミックの教訓から、社会システムにおける生活者としての国民の存在の重要性を、嫌というほど認識したにもかかわらず、そうした認識が欠如しているのではないか。

それは市場万能主義が生み出した弊害の解決を、社会の構成員の共同意思決定つまり民主主義に委ねるという発想に結びついていないことをも意味する。政治システムを実質的に動かす「官」と、経済システムを実質的に動かす「民」との連携に、国家の運営を委ねるというのであれば、それは重商主義政策である。

重商主義とは、経済システムと政治システムが分離する、近代社会が成立する以前の絶対主義国家が採った経済政策である。つまり、社会の構成員の共同意思決定としての民主主義にもとづいて運営される財政が成立する以前の、国家の政策である。そうした絶対主義国家の打ち出した重商主義政策とは、「国家をビジネスのように運営する」という政策だったのである。

国家を企業のように運営しようとする重商主義の合言葉は、「殖産興業」や「富国強兵」である。こうした重商主義のもとでは、人間は生命活動を営む生活者としては見なされなくなる。人間は「殖産興業」や「富国強兵」のための手段だと認識される。つまり、人間一人ひとりがたった一つのかげがえのない生命をもつ尊い存在だとは認められなくなってしまうのである。

人間は人口ではない。人間はいつ人口になってしまったのかといえば、それは重商主義の時代にだといってもいいすぎではない。1690年に刊行されたウィリアム・ペティの『政治算術』でも、国家の富と力は、国民の数と性格にもとづくと理解してい

る。人口という概念は、人間をかけがえのない生命ある存在としてではなく、没个性的に把握する。それは人間を労働力や兵力を担う手段だと理解するからである。

人間の社会は「人間を目的とする」社会でなければならない。ところが、人間の社会が「人間を目的とする」社会ではなく、「人間を手段とする」社会になると、人間は人口になってしまう。つまり、人間は人口として統制・管理する対象と見なされる。しかし、コロナ・パンデミックは「人間を手段とする」社会に未来がないことを明らかにした。人間の生命を守るためには、人間を手段とする活動を停止せざるをえなくなったからである。

「新しい資本主義」のヴィジョンでも、新自由主義を批判して、「人重視の資本主義」が唱えられ、「人への投資」の重要性が打ち出されている。しかし、その「人」とは「目的」としての人間なのか、「手段」としての人間なのかを問えば、「手段」としての「人重視」であり、「手段」としての「人への投資」に思えてならない。

私たちはコロナ・パンデミックの経験から、人間の社会で最も大切にしなければならない価値は、人間の生命だということを学んでいる。そのため市場万能主義の新自由主義が打ち砕いてしまった、人間と自然とが「生」をともにする絆と、人間と人間とが「生」をともにする絆とを、人間の生命が躍動するように再創造することが求められている。そうだとすれば、人間の生命のために「人間を目的とする」社会をデザインするヴィジョンが求められていると考えるべきである。

確かに、「新しい資本主義」のヴィジョンでも、環境問題が重視されている。しかし、それは人間の生命のためというよりも、「成長戦略」としての環境問題が強調されている。スウェーデンの「強い社会」のヴィジョンでは、雇用創出分野として環境と福祉が位置づけられていたが、「新しい資本主義」のヴィジョンで重点の置かれている分野は、環境とデジタルだと認められる。

デジタルも「人間を目的とする」社会では、人間と自然との絆、人間と人間との絆を強める方向で導入されるけれども、「人間を手段とする」社会では、人間を人間の社会から排除する方向で導入されてしまう恐れがある。「人間を手段とする」社会では、人間はコストと見なされてしまうからである。「人間中心の資本主義」を唱道する「新しい資本主義」のヴィジョンが、コロナ・パンデミックに学んでいるとすれば、生活者としての「人間中心の資本主義」でなければならないはずである。

「新しい資本主義」のヴィジョンは、「成長と分配の好循環」を創り出すことによって実現されると唱えられ、新自由主義と相違して公正な分配の必要性が強調されてい



る。とはいえ、公正な分配を実現するために、「民主主義による経済」である財政の所得再分配機能を強化することは、明示的には触れられてはいない。

公正な分配の実現のために強調されているのは、賃金の引き上げである。

『21 世紀の資本』の著者であるトマ・ピケティなど、多くの研究者が指摘するように、分配の格差が深刻化している重要な原因の一つに、租税や社会保障負担という公的負担が、賃金所得にあまりにも過重で、資本所得にあまりにも軽課<sup>けいか</sup>されているという事実がある。「新しい資本主義」のヴィジョンでは、賃金の引き上げに応じた企業には税制の優遇措置を適用することで、賃金の引き上げを推進するとしている。

しかし、賃金を引き上げれば、それだけ利潤は減少し、利潤に課税される租税負担は低下する。それにもかかわらず、さらに租税負担を優遇するということは、資本所得への軽課を強化して、逆再分配になるといわなければならない。

「成長と分配の好循環」とは、すでに述べたように、第二次大戦後に福祉国家体制によって実現された「黄金の 30 年」と讃美される時代状況にほかならない。こうした「成長と分配の好循環」は、重化学工業化のもとで、財政が資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能という三つの機能を発揮して、経済システム、社会システム、政治システムを適切に統合した結果である。このように財政の三つの機能を遺憾なく発揮させた国家を、「福祉国家」あるいは「ケインズの福祉国家」と呼んでいる。

しかし、第二次大戦後の福祉国家体制を実現させた重化学工業は衰退産業となり、国外へとフライトしている。現在ではサービス産業や知識集約産業が基軸産業となっている。このように産業構造が転換している時に、失われた時の「成長と分配の好循環」を惜しむかの如くに求めても意味がない。

しかも、資本が鳥の如くに飛び回るために、格差と貧困が溢れ出し、「新しい資本主義」が認識しているように、中間層が没落し、民主主義も危機的状況にある。未来への選択を問う時に、民主主義が危機的状況にあることは深刻な事態である。未来への選択は民主主義にかかっているからである。

「成長と分配の好循環」を実現した「ケインズの福祉国家」は、前提としていた国際経済秩序が崩壊し、基盤としていた重化学工業を基軸とする工業社会が行き詰まってしまう、機能不全に陥った。しかし、市場社会でハンドルの役割を果たす使命が財政にあるとすれば、「ケインズの福祉国家」の財政を、「ポスト工業社会」へと導く財政に改革しなければならない。そうした問題意識から、かつて私は「ケインズの福祉国家」を「シュンペーター的ワークフェア国家」へと転換することを主張したのであ

る。

こうした構想は、ポスト工業社会が、知識集約産業やサービス産業というソフト産業を基軸産業とする知識社会であることを想定している。経済とは、人間が自然に対して働きかける活動である。工業社会では、働きかけるための手段である機械設備が、経済活動に決定的な意義をもっていた。しかし、知識社会では、働きかける主体である人間そのものが決定的意義をもつことになる。しかも、人間が発揮する能力という観点からいえば、筋肉系統の能力よりも、情感も含めた人間の神経系統が重要となるのである。

重化学工業を基軸とする工業社会から、知識集約産業やサービス産業を基軸とする知識社会へと移行していくとすれば、経済システムが機能するための前提条件である社会的インフラストラクチュアを、財政は張り替えなければならない。

工業社会の社会的インフラストラクチュアは、機械設備の延長線上に位置づけられるエネルギー網や交通網であった。ところが、知識社会の社会的インフラストラクチュアは、人間の神経系統の能力の延長線上に位置づけられる知識資本の蓄積を支援することとなる。知識資本は、個人的な知的能力と社会的関係資本という二つの要素から構成されている。したがって、この二つの要素から構成される知識資本の蓄積を支援することこそ、知識社会の社会的インフラストラクチュアということになる。

第一の個人的な知的能力を高めるための支援とは、教育である。ただし、その教育とは工業社会の教育とは相違する。知識社会では、工業社会のように標準化された反復訓練によって身につける能力や、標準化された知識を強制的に詰め込まれて獲得できる能力は、必要とされなくなってしまうからである。問題の所在を認識する能力とともに、認識した問題を創造的に解決していく能力が知識社会では必要とされる。それは人間が人間として生きていくための能力を修得することを意味するといってもよい。というのも、人間が生きていくうえで遭遇する問題を認識し、それを解決していく能力を身につけることになるからである。

このことは知識社会の教育が、人間を人間として成長させるという本来の教育を必要としていることを意味する。それは労働を担う手段としての人間を育成する教育とは、一線を画すことになる。なぜなら、知識社会が要求する「量」を「質」に置き換える人間的能力とは、どのような能力なのかは、現段階では未知だからである。したがって、それぞれの人間が、かけがえのない人間的能力を開花させていくしかない。

そうだとすれば、知識社会では、学校教育と労働とが有機的に関連づけられて、人

間が人間的能力を成長させていけるように、学校教育と成人教育が体系的に結合されていかなければならないことになる。学校教育で身につけた能力を、労働を通して人間的能力として高め、さらに学校教育あるいは成人教育に戻り、より人間的能力を高めて再び労働に戻る。こうした循環が形成されている必要があるからである。

このような「やり直し」の利く教育体系が、知識社会の社会的インフラストラクチャの基軸をなすことは間違いない。しかし、それは人間が人間として成長していく社会を形成することが、知識社会における経済システムに対する社会的インフラストラクチャになることを意味していることを忘れてはならない。

知識資本による個人的な知的能力への支援とは、人間が人間として成長することに対する支援だということが、第二の社会的関係資本の支援に結びつく。というのも、人間が人間として成長するためには、他者との絆を築いていくことが必要だからである。

本来の教育とは「学び合う」過程であり、人間は学び合うことによって自己変革を遂げていく。しかも、知識社会の要求する創造力は、学び合う絆にもとづく協力行動から生み出されていく。知識社会の経済システムは、こうした協力行動から生まれる知識の創造による絶えざる技術革新で推進されていくことになる。

前述したように、「新しい資本主義」のヴィジョンでも、遅ればせながらとはいえ、新自由主義を批判しつつ、「人への投資」を打ち出している。しかし、「人重視」といっても、「手段」としての「人重視」となっているため、人間を人間として成長させる知識社会の社会的インフラストラクチャを整備する視点から教育体系を整備するという発想は乏しい。

確かに、「新しい資本主義」でも学び直しのできる教育を訴え、リスキリング（新しい働き方に向けて、新しい技術を身につけること）を唱えている。しかし、その内容を眺めれば、これまで企業内で進めてきた自己啓発の支援拡大という程度にしかみえてこない。1973年にOECDが発表した「リカレント教育——生涯学習のための戦略」の提唱すら軽視されているといわざるをえない。「リカレント教育」とは「すべての人に対する、義務教育終了後、または基礎教育終了後の教育に関する総合戦略」であり、その本質的な特徴は、「個人の生涯にわたって教育を行うというやり方、すなわち他の諸活動と交互に、特に労働と、同時にまたレジャーおよび隠退生活とも交互に教育を行うことにある」と定義されている。

繰り返しになるが、知識社会における経済システムへの社会的インフラストラク

チュアは、生涯にわたって「他の諸活動と交互に」行き来して学び続けられる教育体系なのである。つまり、「誰でも・いつでも・どこでも・ただで」の原則のもとに、「生涯学習のための戦略」が実現する教育体系を整備する必要があるのだが、「新しい資本主義」のヴィジョンには、それを見出すことができないのである。

こうした知識社会における社会的インフラストラクチュアとしての教育サービスは、同時に社会システムに対する社会的セーフティネットの機能を果たすことに注目しなければならない。つまり、すべての社会の構成員に教育サービスの提供を保障することは、知識社会の労働市場への参加を保障することであり、社会システムで営まれる生活を保障することになるからである。

このように考察してくれば、人間の未来を民主主義に委ねて切り開く展望がみえてくる。それは民主主義を生活の「場」である地域社会から活性化することである。知識社会を動かしていくための経済システムに対する社会的インフラストラクチュアも、社会システムに対する社会的セーフティネットも、地域社会の民主主義によって整備可能となるからである。つまり、知識社会の生産の「場」は、地域社会という生活の「場」を民主主義で再創造することによって、創造していくことが可能なのである。

そうだとすれば、民主主義を地域社会から泉のように噴き出させ、未来を方向づけていくことが可能となるはずである。つまり、地域社会の内部で人間と人間との協力の絆を形成して、地域社会の民主主義を活性化させる。そうした民主主義で活性化した地域社会の間で、民主主義的な協力関係を生み出して、広域の地域社会を形成する。そうした広域の地域社会が協力関係を生み出して国民国家を成立させていくというように、民主主義にもとづく協力原理を下から上へと積み上げる必要がある。

いまや国民国家で競争している場合ではなく、環境問題にしろ、国際的に動き回る資本への課税問題にしろ、国民国家間の協力が求められる問題が山積みになっている。しかし、競争原理を社会のいたるところで広めながら、国民国家レベルで突然、協力を求めたとしても、それには限界がある。むしろ大地から湧き出るように、下から協力原理を積み上げ、人間の生命への尊厳を取り戻すための民主主義を実現することが重要だと思われる。

協力原理で積み上げられた民主主義によって統合される国民国家が形成されてこそ、国民国家間の協力が可能となる。そのような国民国家間の協力によって織り上げる国際秩序は、民主主義にもとづく財政が有効に機能できる秩序でなければならない。人間の未来は民主主義に委ねられなければならないからである。

出典：神野 直彦『財政と民主主義—人間が信頼し合える社会へ』岩波新書, 2024年, pp.98-137

設問Ⅰ 筆者は、スウェーデンは「参加社会」で、日本は「観客社会」と述べているが、それぞれの内容について、500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ 筆者は民主主義を有効に機能させるためには何が必要だと考えているか、筆者の指摘する「新しい資本主義」のヴィジョンの問題点について踏まえた上で説明するとともに、民主主義を有効に機能させるために必要なことについてのあなた自身の考えを、1500 字以内で論じなさい。(200 点)

2 0 2 5 年度②

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 関税法（昭和29年法律第61号）第69条の11第1項に、「次に掲げる貨物は、輸入してはならない」と定められている。同項第7号には、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）」が、続く第8号には、「児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）」が、それぞれ挙げられている。

これらの規定のうち第7号の「公安又は風俗を害すべき」という文言については、意味内容が漠然としており、第8号の規定と照らし合わせてみても、はたして何を指しているのかが必ずしも明らかでない、という趣旨の指摘がある。また、「書籍」などを「輸入してはならない」という禁止は、日本国憲法第21条第2項前段の「検閲」に該当するのではないか、仮に「検閲」には該当しないとしても、このような水際の禁制が必須という事情などないのではないか、という趣旨の指摘もある。

もっとも、何かを個別的かつ具体的に狙い撃ちにするような定め方をしてはならない法律の規定が、ゆえに一般的かつ抽象的であるのは、むしろ当然のことである、という趣旨の指摘もある。また、輸入されようとする「書籍」などは、輸入元において発表済みであり、思想内容などが網羅的な審査により不適切と認定される場合に発表が禁止されるというわけでもなく、関税法が何のための法律なのかということからしても、およそ「検閲」に該当する余地はない、という趣旨の指摘もある。さらには、「公安又は風俗を害すべき書籍」などは、「児童ポルノ」と同様に、そもそも憲法上の保護を受けるのに値しない、という趣旨の指摘もある。

以上のような指摘もあることを参考にして、関税法第69条の11第1項第7号の規定の憲法適合性について論じなさい。

Ⅱ Y政党の党員であるXは、とある総合月刊誌にY政党の組織運営のあり方を批判する論文（以下、「本件論文」という。）を掲載した。これに対し、Y政党は、本件論文の内容がY政党の綱領に違反し、Y政党の禁止する分派活動にあたると判断し、



Y 政党の党規約の定める手続に従って、X を除名する処分（以下、「本件処分」という。）を下した。

X としては、本件論文の内容は Y 政党の綱領違反にも分派活動にもあたらないと考えており、本件処分を受ける理由がないと主張して、X は現在も Y 政党の党員の地位を有することの確認を求める訴えを裁判所に提起しようとしている。

裁判所が本件処分の当否を審査することができるかについて論じなさい。

2 0 2 5 年度②

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 民 法②

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 主たる債務の消滅時効と保証債務
- (2) 特定の財産を「相続させる」旨の遺言

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。

1. A は、掛軸（有名画伯のもので時価 200 万円は下らない。以下、「甲」という。）を所有していた。
2. A の親友 B は、2024 年 2 月 11 日に美術品に目がない C が訪ねてくるので甲を座敷に飾りたいと思い、A と交渉し、無償でしばらく借りる約束をして、2 月 4 日、甲は A から B に引き渡され、B はさっそく自宅座敷の床の間に甲を掛けた。
3. 同月 14 日、C は甲を絶賛し、よければ買い取らせてもらえないかと B に申し出た。B は、話の成り行きで甲が A からの借り物だとは今さら言い出せず、結局、しばらく C に甲を 10 万円で貸すことに合意した。C は、当日のうちに甲を持ち帰って自宅に飾り、翌日 B の指定した銀行口座に賃料として 10 万円を振り込んだ。
4. 同月 16 日、C は、100 万円の融資を受けるために、自宅で D と交渉したが、その際甲を目にとめた D が、甲に担保を設定してもらえらるなら 100 万円を融資してもよいと述べたので、100 万円の金銭消費貸借契約を締結して 100 万円の支払を受けるとともに、甲について C のこの貸金返還債権を担保するために譲渡契約を締結し、占有改定により D は甲の引渡しを受けた。
5. 2 月 21 日、A から B に、そろそろ甲を返してもらえないかという電話があり、その際の B からの説明で、甲が C に貸されたことを A は初めて知った。A は、B に対して甲の返還を求めたが、B は C から甲を取り戻すことができないでいた。

(問 1)

A は、C に対して、甲の返還を請求できるか。この時、D は A に対して甲の所有権を主張することができるか。(80 点)

(問 2)

A は、B が C から得た賃料 10 万円を A に支払うよう B に請求することができるか。(20 点)

〔 2 〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。

1. A は、機械販売店を営んでいたが、経営は芳しくなかった。2023 年 12 月 20 日、店の建物の賃料や従業員らへの賃金を支払うと、同日が履行期日であった B からの借入金 100 万円の返済ができなくなった。そこで、A は、年明けに A を売主、C を買主とする D 社製の甲機械（価格 100 万円）の売買契約を締結することになっており、2024 年 1 月 24 日とその代金支払の予定期日なので、この C に対する代金債権を譲渡することで、100 万円の借入金の返済に代えてくれるよう B に申し入れ、B はこれを了承した。
2. A は、2024 年 1 月 9 日、C と甲の売買契約を締結した。この契約で、甲の引渡しは同月 16 日、代金 100 万円の支払期日は同月 24 日とされた。
3. A は、1 月 10 日、A の C に対する売掛代金債権が B に譲渡されたことを内容証明郵便で通知し、この郵便は翌日に C に到達した。
4. A は、2024 年 1 月 16 日、甲を C に引渡した。C が、甲を試運転してみたところ、カタログ通りの精度で工作することができず、その性能は甲よりもワンランク低い D 社の乙機械相当であることが判明した。
5. 甲が所定の性能を持たないのは、D 社での甲の組み立て段階にミスがあったためであったことが分かっており、1 月 24 日の段階では、A は売主として何も対応を行えていなかった。

(問 1)

Cは、Aに対して、甲の修理を請求することができるか。Aは、修理に高額な費用がかかる場合、甲と同種の別の機械を引き渡すことで修理に代えることができるか。

(20 点)

(問 2)

2024 年 1 月 24 日、BはCに対して、甲の代金 100 万円を支払うよう請求してきた。Cは、次の①、②の理由により、支払を拒むことができるか。

- ① 甲の性能に問題があるから、代金を支払う必要はない。(40 点)
- ② AC間の売買契約では代金債権に譲渡禁止特約が付されているから、Aにしか代金は支払わない。(40 点)

2 0 2 5 年度②

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法②

I 約束手形法における遡求の意義と、その要件について説明しなさい。(150 字以内) (20 点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 80 点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社（以下、「甲社」という）は、和食材の製造・販売をその事業内容とする公開会社であるが、大会社ではなく、金融商品取引所への上場会社でもない。甲社の機関設計は、取締役会及び監査役設置会社である。甲社の資本金は 1 億円、負債総額は 10 億円、総資産（簿価）は 20 億円である（いずれも直近の貸借対照表の数値）。甲社の取締役は、代表取締役社長 A、代表取締役相談役 B、専務取締役 C、取締役営業部長 D の 4 名であり、監査役は、E 1 名である（いずれも、令和 6 年 9 月現在）。甲社は、老舗のいわゆる同族会社であり、A は B の長女、C は B の次男、D は B の三男、E は B の配偶者である。甲社の発行済株式はその全てを B が保有している。

令和 6 年 9 月、A は、甲社が明治時代より保有している京都市左京区岩倉の遊休土地（以下、「本件土地」という）を売却し、その売却対価を原資として新規店舗の出店を行うことを企図した（以下、「本件売却」という）。A が、懇意にしている不動産鑑定士に本件土地の売却価格の鑑定を依頼したところ、5 億円との回答を得た。本件売却の動きを察知した D は、この動きに強く反発し、A に抗議した。その理由は、B の死亡による相続が発生した場合に、本件売却が実行されると、甲社株式の評価額（相続財産価額）が低下することにあつた。令和 6 年 9 月 20 日、A は、同月 27 日を開催期日とする取締役会（以下、「本件取締役会」という）を招集したが、本件売却への反対が予想される D には招集通知を发出しなかった。本件取締役会では、本件売却議案は、A、B、C の 3 名が出席し、D、E が欠席するなかで、A、C の賛成、B の反対で可決されたものとされ、その旨が議事録（以下、「本件議事録」という）に記載された。なお、本件議事録には、D は所用により欠席と記載されており、実際に、当日、D は東京に出張中であつた。

同年 10 月 20 日、甲社は、本件土地を、X を買主として 5 億円で売却した（以下、



「本件売買」という)。その際、甲社は、Xに対して、本件議事録を手交していた。

本件売却の実行を知ったDが、訴えにより本件取締役会の決議の効力を争った場合、その主張が認容されるかにつき検討しなさい。また、甲社が、Xに対して本件売買の無効を主張できるかにつき検討しなさい。(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くX株式会社（以下、「X社」という）は、電子機器の開発・製造・販売をその事業内容とする公開・大会社であり、金融商品取引所のグロース市場に上場している。X社の機関設計は、監査等委員会設置会社であり、種類株式発行会社ではなく、その定款上の発行可能株式総数は3万株である。Y株式会社（以下、「Y社」という）は、X社と同業の大手であり、近時、マーケットでX社の株を買い増し、令和6年夏には、X社の株式の20%を保有している。

令和6年8月20日、X社は、取締役会決議により、1万株の募集株式の発行を決定した（以下、「本件新株発行」という）。本件新株発行により、X社の発行済株式総数は、1万株から2万株に増加する。X社の株価は、近時、1株30,000円程度で安定的に推移していた。X社は、本件新株発行の募集事項を同年8月22日に公告した（以下、「本件公告」という）。本件公告では、①払込期日は、同年9月10日とする。②その払込金額は、1株につき28,000円とする。③特定第三者であるZ社にすべての新株を割り当てる。④資金の用途は、設備のリニューアルである。とされていた。同年9月10日、Z社による全額の払込みが完了したが、実際の払込金額は、1株26,000円であり、また、その実際の資金用途も、設備のリニューアルではなく、親密企業であるZ社との提携の強化にあった（以下、「本件実情」という）。

令和6年11月10日、Y社は、X社の従業員からの内通情報により、本件実情を把握した。Y社が、本件新株発行の無効の訴えを令和6年11月20日に大阪地裁に提訴した場合、その訴えが認容されるかにつき検討しなさい。(40点)

2 0 2 5 年度②

# 刑 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、解答しなさい（特別法違反の点は除く）。

### 【事例】

- 1 乙は、某日午後6時20分頃、Xを殺すため、眠っているXの首を両手で強く絞め付け、Xがぐったりしたのを見て、乙はXが死亡したものと思い込んだ。しかし、この時点で、Xは、意識を失っただけで、実際には生きていた。
- 2 乙は、同日午後6時25分頃、Xの死体を付近の崖まで運んで崖下に落とすため、友人の甲を呼び出し、甲がXの背後から両脇に両手を回し乙がXの両足を持ってXの身体を抱え上げた。その際、まだ生きていたXの体が少し動いたためXのズボンのポケットからXの財布が床に落ち、これを見た甲は、Xがまだ生きているのではないかと考えたが、にわかに同財布内の現金が欲しくなり、乙に隠れて同財布内から現金3万円を抜き取って自分のズボンのポケットに入れ、同財布をXのポケットに戻した。しかし、乙は、Xがまだ生きていることにも、また甲がXの財布から現金3万円を抜き取ったことにも気づかなかった。
- 3 甲と乙は、同日午後7時頃、Xを上記崖まで運び、Xを崖下に落とした。乙は、Xが既に死んでいると軽信し続けていたが、この時点でもXはまだ生きており、上記崖から地面に落下した際、頭部等を地面に強く打ち付け、頭部外傷により即死した。

Ⅱ 次の事例を読み、〔設問 1〕および〔設問 2〕に、解答しなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

甲は覚醒剤取締法違反で勾留中であったところ、同房の A から「お前が俺に風邪薬だと言ってカプセルを渡して、俺は覚醒剤だと知らずに飲んだことにしてくれれば、ここから出られる。もし出られたら覚醒剤もやるし仕事も世話する」などと持ち掛けられた。甲はその件を承諾し、A に有利になるようにと考え P 検察庁検察官室において検察官 B に対して、A に覚醒剤を譲り渡した事実はないのに「A という男に覚醒剤のカプセルを 1 個あげました。A は風邪をひいたというので、かなり効きますよと言って風邪薬のような意味で渡したのです。」と供述した。

B は甲の証言は重要だと考えて、その供述を録取し、読み聞かせたところ誤りのないことを申し立てたので甲に署名、捺印をさせて、供述調書を作成した。

捜査の結果、A が釈放されることはなかった。

〔設問 1〕 甲に証拠偽造罪が成立するか検討せよ。

〔設問 2〕 甲に犯人隠避罪が成立するか検討せよ。

2 0 2 5 年度③

# 小 論 文

(全 15 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 小論文③

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

フェイクニュースはインターネットを通じて拡散されることが多い。だからといって、ネット上の情報はすべて信じてはいけないことになるのだろうか。いや、そんなことはないだろう。ネット上にも信じてよい情報と信じてはいけない情報が存在する。この点で、リアル社会で与えられる情報と変わるところはない。それでも、あなたはどちらの情報を信頼できるかと聞かれれば、おそらくリアル社会の情報のほうを挙げるだろう。では、両者の違いはいったいどこにあるのか。

このように聞かれたら、多くの人はネットのほうが間違った情報が多いからと答えるのではないだろうか。しかし「ネット上の情報」と「リアル社会の情報」という括りで比較した場合、どちらもその母数が膨大すぎて、本当に前者には後者に比べて事実と反する情報が多いのかどうか確かめることは難しい。そして、ネット上には官公庁が発信している情報や専門の医師が発信している情報なども含まれる。これらの情報が単にインターネットを媒介にして発信されているという理由だけで、リアル社会での発信に比べて信頼性が低いと考えるのは合理的ではないだろう。では、ネット上で見聞きした情報とリアル社会で見聞きした情報は何が違っているのか。

さらにもうひとつ考えてみたい問題がある。それは情報に対する態度の違いである。ネットリテラシーについての本では、「ネット上の書き込みをそのまま鵜呑みにしてはダメだ。それが本当に正しいかどうかを自分自身で吟味して、信じてよいと判断したことだけを信じるようにしよう」などと書かれている。しかしわれわれはリアル社会での日々の生活を通じて、他人の言っていることが正しいかどうかをいちいち判断したうえで、受け入れているだろうか。むしろ、周囲の人々が言うことをまずそのまま鵜呑みにする場合はほとんどではないだろうか。もしもネット上で他人から与えられる情報を鵜呑みにしてはいけないと言うのであれば、リアル社会の場合も同じだろう。もしもそこに違いがあるとすれば、それはいったい何なのか。

これらの問いを考察する前に、少し根本的なところから準備をしよう。われわれはそもそもふだん何を確かだと思っており、何を信じてよいものと考えているのだろうか。改めてこのように問われると答えにくいかもしれない。では逆に、われわれが不確かだと考えているものとは何だろうか。

たとえば、占いはあてにならないし、素人の株価予想もよく外れる。激安ショップで買った非接触型の体温計はあてにならないし、使い古した我が家の体重計も正しい数値を出しているのか疑わしい（と少なくとも私は思っている）。これらはすべて不確かなものであり、それゆえ信じてはいけない。

しかしこれらの確かさを疑うときでも、疑われていないものがある。たとえば、その占いが当たるかどうかは疑わしいが、「ラッキーアイテムは麒麟のピアス」と書かれているその事実を疑ったりはしないだろう。あるいは、体重計が示す数値は怪しいと思っても、そこに数字が表示されていることは疑わない。そしてこれらのことが疑われないのは、どちらも私が自分の目で見えて確かめたことだからである。つまり、われわれはさまざまなことに疑いをもち、不確かだと思うが、自分が直接知覚していることまでは疑わない。われわれは日常生活のなかで、知覚を基本的に確かなものとみなしており、信じてよいものだと考えている。

とはいえ、このような知覚の信頼性に対しても疑いの目を向けることはできる。実際、見間違いはよくするし、そもそも自分が見ていると思っていたものは、実は映画のセットやレーザーによって映し出されたホログラムかもしれない。では、このような間違いの可能性が存在するからといって、われわれの知覚は信じられないという結論を導き出してもよいのだろうか。

確かに、間違いの可能性がほんの少しでも存在するならば、それは不確かなものであり、信頼できないと考えることはできる。たとえばデカルトは、何かを信じてよいといえるためには、それが不可謬である必要があると考えた（デカルト 2006）。しかしこの考え方をとると、知覚だけでなく、われわれが普段信頼している自分の記憶も信じることができない。われわれはしばしば記憶違いをするので、記憶は不可謬なものではないからである。そして、不可謬でない信じられないということになると、われわれが信じているほとんどの事柄は、本当は信じてはいけないことになってしまう。

以上の考え方は、一般的に不可謬主義と呼ばれているが、この基準はあまりに厳しすぎる。何より、われわれの日常的な信念がすべて信頼できないものになってしまうので、日常的な信念のなかで信じてよいものとそうでないものを区別するという課題に対しては何の回答も与えてくれない。

そこで、別の考え方をしてみよう。知覚や記憶がときに間違い、不正確であったとしても、それだけでは知覚や記憶に基づいて何かを信じてはいけないということにはならない。もちろん、自分の知覚や記憶を疑うべき具体的な理由がある場面（たとえ

ば、暗い部屋で物を見ている場合や、レシートの金額と記憶が食い違っている場合など)では、自分の知覚や記憶をそのまま信じるわけにはいかないが、そのような疑うべき理由がない場合、われわれは知覚や記憶を信頼してもよい。この考え方は、不可謬主義に対して可謬主義と呼ばれる。

いまみた知覚や記憶は、われわれの認識のうちで特別な地位を占めている。たとえば、ソファの上に猫がいるようにみえているのであれば、私は「ソファの上に猫がいる」と信じる。このとき、自分の知覚以外の根拠が必要だと考える人はいないだろう。記憶の場合も同じで、さっきソファの上に猫がいたと思い出されているのであれば、「さっきソファの上に猫がいた」と信じる。つまり、あることを信じるために知覚や記憶以外の根拠が必要だとわれわれは考えない。このように、知覚や記憶はそれ以外の根拠に頼ることなく、単独で何かを信じるために十分な根拠となっており、この意味で、われわれの認識の基礎となっている。

では、他人の言っていることはどうだろうか。同じように、他人が「ソファの上に猫がいる」と言っているのであれば、それ以外の根拠なしにそう信じてよいのだろうか。このような問いのもとで展開されているのが「証言の認識論」と呼ばれる議論である。

ここでまず、「証言 (testimony)」という言葉の説明をしておきたい。この言葉は、日常では事件や裁判でしか使われないかもしれないが、本書ではもう少し広い意味で「他人が言っていることや書いていること」全般を指すものとして使う。ただし「他人が言っていることや書いていること」のなかには挨拶や感嘆表現なども含まれるので、それらを除き、発言内容の真偽を問えるものだけを「証言」として扱うことにする。この言葉を使って、先ほどの問いを言い換えると以下ようになる。他人の証言は、それだけで何かを信じるための十分な根拠となるのだろうか。

いや、それだけでは不十分だ、と言いたくなるかもしれない。この考え方の代表者としてよく名前が挙がるのが、イギリス経験論の哲学者 D・ヒュームである。彼によれば、私がある人の証言を信じてよいのは、その人の証言が信頼できることをそれまでの経験を通じて私が学んできたからである (ヒューム 2018)。たとえば、友人の萬屋さんに「クモの脚は八本あるんだよ」と言われ、その後に自分でクモを観察して確かめてみたところ、実際そのとおりだった。あるいは、萬屋さんに「あの道は通行止めだったよ」と言われ、実際に行ってみたところ通行止めになっていた。このような事例を数多く経験してきたので、私は萬屋さんの証言を信頼できることがわかってお



り、彼がいま「ソファの上に猫がいるよ」と言えば、その証言を信じることができる。それは、萬屋さんの証言が事実と一致していることを私は数多く観察（知覚）し、その記憶をもっており、このような一致が今後も続くだろうと考える帰納的な根拠をもっているからである。

ここでの要点をまとめると、以下のようになる。

証言者が過去に行った証言が、多くの場合事実と一致していた

逆にいえば、この一致条件が満たされていると考える根拠がない限り、「萬屋さんがそう言っている」という事実だけではその証言を信じるのに不十分だということになる。つまり他人の証言は、証言以外の知覚や記憶、帰納的推論といった他の根拠に支えられることによってはじめて、信じるための十分な根拠（認識の基礎）となる。このような立場は、証言の正しさを証言以外（知覚、記憶、推論など）の正しさに還元するという意味で「還元主義」と呼ばれる（Coady, C.A.J. 1973）。しかし、ここでは〈証言だけでは不十分派〉と呼んで話を進めることにしたい。

しかし、他人の言葉を信じるのに、本当にそのような別の根拠が必要なのだろうか。たとえば、私が出張先で道に迷ったとしよう。私は道行く人に目的地である会社までの道を尋ねて、行き方を教えてもらったとする。しかし私はその土地に不案内なうえ、地図もスマホももっていない。そして道を教えてくれた人とは初めて出会ったので、その人の発言がこれまで事実と一致していたかどうか知らない。つまり、私は「その人がそう言っている」という事実以外にはその証言を信じるための根拠をもっていない。しかし、たいていの場合私は、その人の言うことをそのまま信じて、行動するだろう。

さらに、われわれの知識はどこかで他人の証言に依存せざるをえないという事情もある。教えられたルートが本当であるかを確かめるために、通りがかった別の人に尋ねてみたとしても、それもまた別の他人の証言である。あるいは、本屋に入って地図を買って確かめてみたとしても、それは私の知らない誰かが書いたものであり、これも他人の証言である。「クモの脚が八本ある」という事例に関しても、私が観察して確かめられるのは私の周囲にいるクモだけであり、すべてのクモについて本当に八本あるかどうかを確かめるためには、誰かの証言に依存せざるをえなくなる。このように、他人の証言を信じるために根拠が必要だとしても、その根拠のどこかにまた別の証言が必要とされることになる。

そしてこの問題は、幼児の知識を考えた場合により明確になる。われわれが最初に

獲得する知識は多くの場合、自分の近親者によって与えられる。そして小さな子どもが親の言っていることを信じる際に、その証言以外の根拠が必要だと考えるのは無理がある。たとえば、親が「クモは脚が八本あるんだよ」と言った場合に、「本当にクモの脚は八本あるのだろうか」と疑うことができるためには、「クモ」とは何か、「脚」とは何であるかをすでに理解していなければならない。そして「クモ」や「脚」という言葉の意味は、われわれがどこかの段階で他人の証言（たとえば、「これがクモだよ」等）を鵜呑みにすることによって獲得されたものである（Wittgenstein 1969）。これは証言が言葉を用いてなされることからの必然的な制約であり、われわれは他人の言っていることの意味を理解するためにも、別の何らかの証言を鵜呑みにして信じざるをえないのである。

このように考えると、他人の証言は知覚や記憶と同様に、それ単独で何かを信じるための十分な根拠となり、認識の基礎となりうると言いたくなる（Goldberg & Henderson 2005）。この考え方は「非還元主義」と呼ばれているが、以下では〈証言だけでは不十分派〉と対比して〈証言だけで十分派〉として考えてみたい。

もちろん、だからといって他人の証言が常に正しいと考えるわけではないし、他人の証言を常にそのまま受け入れるべきだと考えるわけでもない。その人の証言が間違いだったと後から判明することもあるだろうし、もしも私がその証言を聞いた段階でその証言内容を疑うべき根拠をもっているのであれば、その証言をそのまま信じてはいけない。

しかしこの事情は、知覚の場合でもあてはまる。私は電信柱の後ろに猫がいるようにみえて、そう思い込んでいたが、それは見間違いだったと判明することもあるだろう。あるいは、そのあたりが猫の住めない地域であるという確かな情報を事前に得ている場合には、猫にみえたと思ったけれども、それは自分の見間違いではないかと疑ってみる必要がある。しかし知覚を疑う根拠がない限り、まずは自分の知覚を信じてよいと考えている。つまり、この点で〈知覚だけで十分派〉の立場をとっている。〈証言だけで十分派〉は、この点で知覚と他人の証言を同等なものと考え、他人の証言を疑う根拠がない限り、まずはその証言を信じてよいと考える。

ここまでの議論からわかるのは、われわれの日常的な知識は不可避免的に他人の証言に依存しているということである。そしてこの「依存」はさらに「情報的依存」と「認識的依存」の二つに区分することができる（Goldberg 2013）。たとえばわれわれは他人から聞いた話や本で書かれたことを通じて、それまで自分が知らなかったさまざ

まな情報を得る。これは情報のアクセスに関して他人に依存しており、情報的依存である。それに対して、認識的依存はその情報が正しいかどうかについての判断を他人に依存していることを意味する。たとえば子どもが最初に何かを学ぶ際には大人に情報的に依存するだけでなく、その情報の正しさを自分で判断することはできないので、認識的にも依存していることになる。

そして近代以降の哲学では、他人に認識的に依存することなく、認識的に自律した人間となることが目指されてきた。たとえば、カントは『啓蒙とは何か』（1784年）のなかで、他人の指導がないと自分の悟性を用いることができない状態から抜け出ることを「啓蒙」と定義し、「自分自身の悟性を用いる勇気をもて！」という標語を打ち立てた（カント 1974）。これをもう少し現代的な言い回しでいえば「自分の頭で考えよ！」ということになるだろう。われわれが迷信にとらわれ、偏見に満ちた考えを信じてしまうのは、他人の意見をそのまま無批判に受け入れ、他人の考えにならって考えてしまうからにはかならない。したがって、このように他人の判断に認識的に依存する他律的な人間ではなく、自分自身でその情報が正しいかどうかを考え、判断できる知的に自律的な人間になることが近代以降の人間の理想像として掲げられることになった。

しかし、本当にそれは理想的な人間のあり方なのだろうか。たとえば、私は体調に大きな異変を感じるのだが、自分が何の病気かわからない。この場合、私は自分の知識だけを頼りにして、自分の頭であれこれ考えて何の病気かを判断するべきだろうか。いや、むしろすぐに医者に診察してもらい、そこで言われたことを信じるべきだろう。ここでの素人判断は正しい病状の把握を遅らせ深刻な事態を招きかねないので、むしろやってはいけない。つまり、ここで私が正しい認識に到達したいと思うのであれば、自分の頭で考えて判断するよりも、他人の言うことをそのまま受け入れ、認識的に依存することが推奨されることになる。

では、このように他人の証言への認識的な依存が不可避であり、必要でもあると認めるならば、他人の証言を信じるために証言以外の根拠は必要ない（〈証言だけで十分派〉）ということになるのだろうか。いや、そうではないだろう。

確かに、知識や概念を獲得する途上にある子どもは全面的に他人の証言を信頼しなければならない段階がある。しかしだからといって、すでに多くの知識や概念を理解している大人も、他人の証言をそのまま受け入れてよいことにはならない。少なくともわれわれ大人は、他人の証言を信じてよいかどうかを証言以外の根拠をもとに判断

すべきだと考えることは可能だ（限定付きの〈証言だけでは不十分派〉）。そしてもしも証言以外の根拠なしに他人の証言を信じた場合には、その人は果たすべき認識的な義務を果たしていないことになり、「轻信（gullibility）」のそしりを免れない（Fricker, E. 1994）。

では、証言以外にどのような根拠が必要なのだろうか。まず考えられるのは、先にみた一致条件（その人の過去の証言が事実と一致していたかどうか）を満たしていることであるが、この条件でわかるのはあくまでもその人の証言の一般的な信頼性であって、特定の証言の信頼性まではわからない。たとえば、ある学校の先生の発言がそれまでは事実と一致していたとする。その先生が突然アニメについて語りだしたとき、その証言を信頼してよいのかわからないだろう。E・フリッカーによれば、このような特定の状況での特定の話題についての証言の信頼性に関しては、聞き手は相手の発言が信用できるかどうかを発言の状況ごとに評価する必要がある。その評価のポイントは、大きく分けて以下の二つの条件として整理できる（Fricker, E. 1995）。

一つめは、その人の証言が誠実になされているかどうかである。これは前章のフェイクニュースの分類でも「正直さ」として確認したが、誠実でない場合には、嘘やでたらめ以外にも冗談を言っている場合なども含まれる。そしてこれらの可能性が高いときには、その証言は信頼してはいけない。

その証言が誠実になされている（嘘や冗談やでたらめではない）

しかし、たとえ証言が誠実になされていたとしても、簡単に信じてはいけない場合もある。それは、その人が問題の事柄について知る能力をもたなかったり、知りうる立場になかったりする場合である。たとえば、ある人が鳥を見て「あれはシジュウカラだ」と誠実に発話していたとしても、鳥がその人からはよく見えない位置にいたり、その人が鳥についての知識をもっていなかったり、視力が十分ではなかったりするのであれば、その証言を信頼してはいけない。先ほどの学校の先生の発言についても、先生がそのアニメについての知識をもっているか、知りうる状況にいたかが評価の対象となるだろう。

証言者がその証言の内容を知る能力をもつか、知りうる立場にある

しかし、これらの条件が満たされているかどうかは、どうすればわかるのだろうか。まず能力条件については、その人が知りうる立場にいたことを示す証拠（たとえば、先生がそのアニメをよく観ていたことを示す証拠）を探す、能力のテストを試みる

(たとえば、そのアニメについて先生に質問してみる)などが考えられる。

誠実性条件については、相手の発言の意図を解釈してみることである。たとえば、普段は信頼できる証言者である同僚の秋葉さんが「さっき、すごい速さで飛び去っていく UFO を見たよ」と私に言ってきたとする。この場合、彼が本気で言っているのか、私を騙そうとしているのか、笑わせようとしているのか、愛読書である月刊誌『ムー』のネタを披露しようとしているのか等々、彼の発言の真意を探ってみる必要がある。具体的には、それぞれの動機がどれくらいの割合でありえそうかを彼の現在の心理状態全体を推測しながら考えてみることで、彼の発言が誠実なものかどうかを判断されることになる。

だがこの事例では私が証言の内容に関して事前知識をもっており、「UFO を見た」という証言に疑いを抱く理由をあらかじめもっていた。ではそのような事前知識がない場合は評価ができないのだろうか。あるいは、自分の事前知識と齟齬をきたさない場合は、発言の誠実性を評価する必要はないのだろうか。

これらに対して、いや、そうではないとフリッカーは考える。ここで彼女が提案するのは、証言者の様子をモニタリングする (monitoring) ことである。その人の表情や動作をよく見てみたところ、挙動不審なところがあったり、微妙に目が泳いでいたりすれば、われわれはその人が嘘をついている (その証言が誠実になされていない) のではないかと疑う根拠をもつことになる。このようなモニタリングは UFO の証言を行った秋葉さんの証言を解釈した場合と違って必ずしも意識的に行われるとは限らず、「なんだかこの人の話は胡散臭い」といった判断は意識下のプロセスで行われていることも多い。この点で、自律的にコントロールできない部分が含まれるのは確かである。しかしそうであったとしても、疑わしい兆候があった場合に敏感に反応できるように相手の様子を気にかけることはできるし、そのような批判的な態度をとったうえで、他人の証言を信じる必要がある。つまり、われわれは他人の証言を信じてよいかどうかを常に意識的な推論を通じて根拠づける必要はないが、その証言者が信頼できるかどうかに注意を払って最小限の知的自律性を発揮する必要がある。

ここまでみてきた三つの条件 (一致条件、誠実性条件、能力条件) は、証言の内容の正しさを自分で判断できない場合に、その証言をしている証言者を信頼してよいかどうかをチェックするためのポイントとなる。もちろんどの条件をどの程度重視するかは状況によって異なるが、これらの条件を多く満たしている証言者は、そうではない人に比べて、より信頼できるといえる。では、インターネット上の証言に対しても、



これらのチェックポイントは有効に機能するのだろうか。

まず、一致条件はどうだろうか。ネット上の証言に関しても、その証言をしている人（あるいは組織）がこれまでどのくらい事実と一致する情報を伝えてきたのかを確認し、証言者ごとに信頼性を評価することは可能である。しかし、ここにリアル社会にはないネット空間固有の問題が立ちふさがる。一致条件を判定するためには、(1)その証言を誰が行ったのか（発信者の特定）と、(2)その証言がどのくらい事実と一致していたのか（発信内容が真であった割合の特定）の二点を特定する必要がある。先ほどのヒュームの事例では、過去に萬屋さんが言っていたことのサンプルを集めたうえで(1)、それらがほとんどの場合事実と一致していたことを確認した(2)。しかしながら、多くのインターネット上の情報に関しては、(1)の前提が成り立たない。

たとえば、匿名の掲示板ではそれぞれの発言と発信者が紐づけられておらず、どの発言が誰によってなされたのか、それらの発言が同一人物によるものなのかどうかを判断するのが難しい。ネット上のニックネームであるハンドルネームを使用している場合でも、同じハンドルネームの人が本当に同一人物なのかどうかを判定する基準が乏しいので、その分だけこの作業は困難を極めることになる。

ここで、そもそもわれわれは何を基準に、ある人を同一人物だと判断しているのが問題となる。この問題は哲学のなかで「人格の同一性の問題」と呼ばれ、長く議論されてきた。そこでの同一性の基準としてよく挙げられるのが、身体的基準と心理的基準である。たとえば、われわれは以前会った友人と今日会っている友人が同じ人物であるかどうかをその顔や身体的特徴をもとに判断しており、この場合は身体的基準からその人の同一性を判断していることになる。しかしあまりに容姿が変化していて別人のようにもみえる場合であれば、たとえ同じ名前を名乗っていたとしても、同一人物かどうか自信がもてなくなる。その場合には、たとえばその人といろいろ話をしてみ、自分が以前会っていた人物と同じような性格をしているか、自分と共有している出来事の記憶があるか、等々から判断することになるだろう。D・パーフィットはこのような性格や記憶の連続性を「心理的連結性」と呼んだが、この場合、相手の心理的な特性を基準に同一人物かどうかを判断していることになる（Parfit 1986）。

しかしインターネット上の人物に関しては、これらの同一性の基準がほぼ役に立たない。身体的基準に関していえば、文字の書き込みだけでは相手の身体的特徴は確認できないし、仮に身体が映っている映像が付与されていたとしても、それが本人のものかどうかはわからない。むしろフェイク画像やフェイク動画（たとえば深層学習を

利用した「ディープフェイク」と呼ばれる画像や動画）の作成技術の進歩は、身体的基準によって同一人物だと錯覚させる（が、実は同一人物ではない）ことが可能な状況をつくりだしている。

心理的基準に関しても、相手の性格や記憶を同定できるほどやりとりを繰り返すことは少ないだろう。そして仮にそのようなやりとりがあったとしても、過去のやりとりがネット上で他者に閲覧可能なかたちで残されている限り、それらの共有可能な過去の痕跡を通じて、本当は経験していない「記憶」をもっているかのように振舞うことが容易にできてしまう。

もちろん、ネット上であっても実名で発信していて、実際の人物と紐づけられる根拠を明確に示している場合であれば（いわゆる「なりすまし」の可能性を排除できるのであれば）、現実の人物と対応させて人格の同一性を判断できる場合はある。あるいは、特定のアカウントを使っている SNS や特定のブログやサイトなどであれば、「そのアカウントで言われていること」というかたちでアカウントを「証言者」とみなすことができ、証言の一致条件を評価することはできる。

しかしネット空間でのアカウントは簡単に消し去ることができ、また新しいアカウントとして再出発できてしまう。こうなると、信頼性の評価の対象となる過去の証言集がリセットされてしまい、たとえ実際には過去に多くの間違った情報を発信していたとしても、そのような記録は引きつがれることがない。この点でやはり、自分の過去の発言をどこまでも背負い続けなければならないリアル社会の場合とは大きな違いが存在している。

もともと人格の同一性の議論は、J・ロックが行為の責任を帰属させる主体を特定するために行ったものだった（ロック 1974）。ロックは心理的基準のうちでとくに記憶の連続性を重視するので、もしも眠っているときのソクラテスと起きているときのソクラテスのあいだに記憶の連続性がないのであれば、その二人は異なる人格（つまり他人）だということになる。そうすると、片方の犯した罪の責任を他方に負わせることはできないことになる。これはネット上の証言に対しても、同じことがいえる。たとえその書き込みをした本人にとっては記憶の連続性が保たれていたとしても、われわれの側がそれを知りえないのであれば、われわれは過去の書き込みに対する責任の主体を特定することはできない。ネットにおける証言が無責任で「言いっぱなし」になりがちな最大の理由はここにある。

このように、ネット上の証言に関しては、過去の証言の一致条件を評価することが

困難になるような構造上の理由が存在している。

では、誠実性条件に関してはどうかであろうか。ネット上の証言は、近年 TikTok や YouTube などの動画やリアルタイム配信が増えてきているとはいえ、書き言葉によって伝達されていることが多い。この場合、証言者を直接モニタリングできる状況であれば入手可能な知覚情報（どのような目つきや表情をしているのか、どのような格好をしているのか、どのような口調やイントネーションでしゃべっているのか、等々）が得られず、証言の誠実性を判断する材料が乏しくなる。

しかし、証言の意図を解釈することはできる。とりわけ重要となるのは、その状況でわざわざ間違った情報を与える動機の有無である。先ほどもみたようにネット上の証言は責任が追及されにくい構造をもつにもかかわらず、リアル社会とは比べものにならないほど多くの人々に届く可能性がある。この特徴は、ネット上でフェイクニュースを発信するさまざまな動機を与えることになる。

フェイクニュースの典型例は、政治に関わるものである。それは「フェイクニュース」という言葉が、2016 年のアメリカ合衆国大統領選挙やイギリスの EU 離脱（ブレグジット）投票が行われる過程で人口に膾炙<sup>かいしや</sup>していったことから明らかである。日本でも、過去の国政選挙や注目を集める地方の首長選挙などで多くのフェイクニュースが拡散されてきた。なぜ政治的なテーマはフェイクニュースの温床になりやすいのかといえば、それは、政治的立場の対立構造が存在することで相手側よりも自分が支持する側に有利になるよう人々を誘導したいという動機が形成されやすく、それが正しい情報を伝えたいという動機を上回るからであろう。

近年では、自国の立場を有利にするために国家主導のプロパガンダとしてニュースが発信されている場合もあり、フェイクニュースは国家間の情報戦争の一環として発信されることも増えてきている（一田 2018）。このような国家主導のフェイクニュースは国外向けにも（ウクライナに侵攻するロシアのように）、国内向けにも（かつての大本営発表のように）行われており、自国の利益（とその時の指導者が想定する利益）を最大化することが正しい情報を伝えることよりも優先される目的となっている。

このように、選挙期間中になされる政治的な発信や、国際的な紛争に関する紛争当事者や支援者からの発信には、フェイクニュースを拡散させる積極的な動機が存在する。それゆえ、通常の状態以上にその意図を吟味し、嘘やミスリードの可能性を疑ってみる必要がある。

それ以外の動機として、経済的な利益を上げることができる。前章でみたマケドニ



アから発信されたフェイクニュースのように、閲覧数を稼ぐことが経済的利益を上げることに繋がっている場合、より多く閲覧してもらうことが目的となるので、情報の真偽は二の次になりやすい。そして、より多くの人をおびきよせるために煽情的なタイトルをつける「釣りタイトル」などを駆使して、意図的に読者のミスリードを誘うインセンティブ（動機づけ）が生じる。このように、閲覧数に応じて報酬が支払われたり、掲載した広告経由で発生した売り上げの一部が支払われる成果報酬型の広告（アフィリエイト）と連携しているインターネット上の情報配信などは、正しい情報を伝えることよりも、多くの人目に触れることの優先度が高くなりがちである。

さらにインターネット上には、いわゆる「スポンサードコンテンツ」のように、一見すると事実を伝える記事のように見せかけてはいるが、実質的には企業の広告となっている場合もある。あるいは、商品を使ってみた結果の口コミのように見せかけながら実際には商品の宣伝をすることでスポンサーから金銭的な対価を得る「ステルスマーケティング」と呼ばれるものもある。これらの場合は、企業の経済的利益や個人の経済的利益を上げることのほうが、事実を伝えるという動機よりも優先される可能性が高まる。

このように明らかに経済的な利益が発生する可能性がある状況においては、通常の場合以上に嘘やでたらめ、ミスリードの可能性を疑ってみる必要がある。

さらに別の動機も考えられる。2016年の熊本地震直後、「うちの近くの動物園からライオン放たれたんだが」とツイートした投稿者は、のちに動物園に対する偽計業務妨害の罪で逮捕された際に「悪ふざけでやった」とその動機を供述している。これは政治的動機でも経済的動機でもなく、自分の発信に対する世間の反応をみて楽しむことが動機だった。このように、ネット上ではしばしば人を面白がらせることが目的になる。

似たタイプのものとして、パロディや架空の話を発信することで社会風刺を行ったり、ユーモアを提供したりするものも挙げられる。「なるとの水揚げが最盛期」「円周率ついに割り切れる」などの虚構の記事で有名なサイト「虚構新聞」などもこのようなタイプの発信である。これらはそもそも他人を欺く意図もなければ、ミスリードする意図もない。多くの場合フィクションであることを明示したうえで、それを冗談として楽しんでもらうことを意図している。しかしその内容が提示された文脈から切り離されて拡散してしまえば、一部の人たちに事実として混同された結果、フェイクニュースとみなされてしまう。

もちろん、このように嘘をついたり（ホラをふいたり）、冗談やパロディを発信したりすることで面白がることはリアル社会の日常的な会話でも生じる。しかし会話の文脈が特定できず、相手の表情や振舞いをモニタリングできないネット上のやりとりでは、相手が真面目にその情報を発信しているかどうかを判定するのがより難しくなる。それゆえネット上では、リアル社会以上に嘘や冗談ではないかと疑ってみる必要が生じる。

では、三つめの能力条件に関してはどうかであろうか。ネット上の証言者が匿名の場合や、未知の人である場合には、その証言者についての事前知識がないので、その能力や立場を判断するのは難しい。

しかし、評価可能な観点もある。たとえば、その証言がある会社の内部情報についてのものであれば、その証言者がその情報を知りうる地位にいる人かどうかは評価の対象となるだろう。あるいは、医学的な知見についての証言であれば、そのような専門的な知識をもっているかどうかの問題となる。したがって、これらの点に関連する質問を投げかけてテストしたり、追跡できる限りでその人のネット上での発言を調べてみたりすることを通じて、問題の事柄に関する知識や立場を推し量ることはできる。さらに、証言者の経歴や所属などの属性が参照できる場合には、それらをもとに証言者の能力や立場をある程度判断することも可能である。

しかし、質問への回答が本当に自分の知識によるものなのか（ネットで調べた情報をそのまま回答しているだけではないのか）、証言者の属性に関して記載された情報が本当に正しいものなのか、などに関しては検証の限界がある。この点で、ネット上の証言者の能力に関してはやはり評価の限界が存在し、その点を割り引いたうえで判断する必要がある。

以上みてきたように、ネット上の証言は証言者の顔がみえづらだけでなく、証言者の動機や属性もみえづらくなっている。それゆえ、その証言を取り巻く状況もまた不透明になる。たとえば、リアル社会でわれわれは、訪問販売に来た人が言っていることと、鉄道会社の駅員が言っていることを同じように信じたりしないだろう。それは、どちらの相手も初対面であったとしても変わらない。この違いは、前者が私に嘘をつく経済的動機をもっているのに対して、後者はそうではない（むしろ会社の信用を失うことで経済的なデメリットが生じる）と思っているからである。あるいは、前者がある特定の情報を入手可能な立場にいるとは思えないのに対して、後者はそう思えるという理由もあるかもしれない。このような違いを踏まえると、駅員の証言に対

しては「その証言を疑う積極的な理由が存在しない限りは、その証言をまずは信じる」という〈証言だけで十分派〉の態度をとる理由が存在するのに対して、訪問販売員に対しては、「その証言を信じる積極的な理由がない限り、その証言を信じることをまずは留保する」という〈証言だけでは不十分派〉の態度をとる理由が存在する。

しかしネット上の証言の場合は、自分が置かれているのがこのどちらの状況により近いのが不透明である。それゆえ、まずは証言者と自分を取り巻く状況を一步引いた視点から確認してみる必要がある。たとえば、大きな選挙を目前に控えていないか、経済的な利益と結びついてはいないか、フィクションの可能性はないか、等々の状況を見極めたうえで、その情報が間違っていた場合のリスクも勘案しながら、証言を信じるための条件のハードルをみずから上げ下げする。こうしてその証言を信じてよいかどうかをきめ細かく判断していく必要がある。

リアル社会とネット上の証言のこのような違いをみてくると、ネット上の情報からはできる限り身を遠ざけておいたほうが良いと考えたくなるかもしれない。S・バーネッカーは、特定の情報源からのニュースを見聞きしないようにすることを、「ニュース断ち」と呼んでいる（Bernecker 2021）。一般的なニュース断ちの理由としては「ニュースを聞くと暗い気持ちになりがちだから」などの理由が挙げられることが多いが、彼はニュース断ちを認識論的観点から分析したうえで、フェイクニュースが蔓延し本物のニュースとの識別が困難な状況では、ニュース断ちをすることは認識論的に許容され、推奨されると主張している。しかし、本当にそうやってよいのだろうか。

認識論ではしばしば、われわれの認識の目標が「真なる信念を最大化し、偽なる信念を最小化すること（真理を多く、誤りを少なく）」にあるとされてきた（Alston 2005）。しかし実のところ、真理を多くすることと誤りを少なくすることは、常に同時に満たされるわけではない。たとえば、自然科学の研究で大胆な仮説をとれば、得られる真理の可能性は大きいものになるが、陥る誤謬の可能性もまた大きいものになる。しかし、だからといって間違えることを恐れ、誤っている可能性が小さい仮説だけを扱っていたのでは、新たな知識の領野を開拓することはできないだろう。

これと同様に考えるならば、間違った情報を信じることを恐れてインターネット上の情報に接触するのを過度に制限することは、獲得できるはずだった真なる情報が得られなくなり、結果として知識の幅を制限してしまうことにもなりかねない。インターネットが従来の紙媒体をはるかにしのぐ量の情報を伝達する媒体となったいま、

「ニュース断ち」のデメリットは今後ますます大きくなっていくことだろう。

それゆえ、誤謬を過度に恐れてネット上の情報に対して臆病になりすぎることなく、かといってそれを無謀なまでに信じすぎることもない中間のところで、インターネットを活用する知的な勇気を持ち続ける必要がある。その際には、真理を気にかける知的な真摯さを保ちながら、ネット上の証言がなされる状況に応じて信頼性を評価する知的な自律性を発揮できるようにすること。これが、リアル社会の場合以上に必要なこととなる。

出典：山田圭一「フェイクニュースを哲学する―何を信じるべきか」（岩波新書・2024 年）

（出題にあたって、一部、原文（縦書き）・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。）

設問Ⅰ 「証言の認識論」の議論の中で、リアルな証言を信じるための根拠に関する筆者の考えを 500 字以内で説明しなさい。（100 点）

設問Ⅱ インターネット上の証言を信じるための根拠について、リアルな証言と比較してどのような違いがあるかということに関する筆者の考えを説明した上で、インターネット上の情報についてどのように対処すべきかということについて、あなたの見解を 1500 字以内で論じなさい。（200 点）

2025年度③

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条第1項に、「司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和24年法律第140号）第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる」と定められている。

ここには原文の漢数字を算用数字に変換して引用しているが、「（……課程を修了したものに限る。）」という括弧書（かっこがき）は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第5条により追加された部分である。このように限定している規定は、司法試験法第4条第1項第2号の「司法試験予備試験に合格した者」という受験資格により「司法試験に合格した者」には、もちろん適用されない。

このような規定について、どのような受験資格により「司法試験に合格した者」でも、司法試験法第1条第1項と第3条第4項に定められている「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力」を有することを公に認められているはずだから、不必要で不合理な限定により憲法上の権利を制約しているのではないか、という趣旨の批判があるとする。

もっとも、法科大学院に在学中の受験により「司法試験に合格した者」は、そもそも司法試験法第4条第1項第1号の「法科大学院の課程を修了した者」として「司法試験に合格した者」と同等の資格により司法修習生に任命されるのでなければならぬはずだから、任命時には「法科大学院の課程を修了した者」でもあるのでなければならない、という趣旨の説明もあるとする。

裁判所法第66条第1項の「（……課程を修了したものに限る。）」という限定の規定の憲法適合性について論じなさい。なお、法の下の平等については論じなくてよいこととする。

Ⅱ 衆議院議員であるXは、衆議院議員20名の賛同を得てA法律案を衆議院事務局に提出した。ところが、同事務局は、衆議院においては議員による法律案の提出にはその所属会派の機関承認を必要とするという先例が存在するとして、XがA法律案の提出に当たってXの所属する会派の機関承認（幹事長・総務会長・政務調査会長・国会対策委員長の署名）を得ていなかったことを理由に、A法律案を不受理とした。

- (1) 衆議院議員の法律案の提出に会派の機関承認を必要とするものの憲法上の問題点について論じなさい。
- (2) XがA法律案を不受理とされたことを理由に、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、裁判所としてはいかなる判決をすべきか、論じなさい。



2025年度③

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 民 法③

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 担保物権の不可分性
- (2) 被害者側の過失

II 次の問題〔1〕と〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。なお、各問はそれぞれ独立した問である。

1. AはB所有の土地上に同じくBが所有する建物（以下「甲」とする。）を休暇中の別荘として購入したうえで、B所有の土地に借地権の設定を受けるべく、Bと交渉を続けていたところ、2024年10月1日、Bが甲を代金3000万円でAに売却する意思を固め、後日売買契約書を作成しようとAに申し出た。
2. 同年10月5日、AとBとは甲売買契約書2通に署名押印し、①売買契約書はA、B各1通保管すること、②Aは売買代金3000万円を同年12月5日にB指定の銀行口座に振り込むこと、③Bは、売買代金の振込みを確認後、甲の所有権移転登記申請に必要な書類と甲の鍵をAに渡すこと、について合意した。

(問1)

2024年10月30日から、甲の所在地近くに住むBの叔父Cが甲に家財道具を運び込み、甲の外壁改修工事を開始した。

〔小問1〕 AはCの行為をやめさせるため、Bに対してどのような請求をすることが考えられるか、また、その請求は認められるか。(30点)

〔小問2〕 AはCの行為をやめさせるため、Cに対してどのような請求をすることが考えられるか、また、その請求は認められるか。(40点)

3. 2024年12月5日、AはB指定の銀行口座に代金3000万円を振り込んだ。同年12月10日、BはAに甲の所有権移転登記申請に必要な書類と甲の鍵を渡した。

(問2)

事実3の後、甲の購入を希望するDがBを訪ね、「何としても甲を譲っていただきたい。譲っていただけるのなら、4000万円支払ってもよい。」と懇願した。BはDの熱意に打たれ、甲の売却を了承し、BD間で甲の売買契約が締結され、DはBに売買代金4000万円を支払い、同月中改めて登記申請に必要な書類を整えて甲についてBからDに所有権移転登記がされた。

[小問1] AはDに対して所有権移転登記の抹消登記手続請求をした。Aの請求は認められるか。(20点)

[小問2] 甲がさらにDから、事実1、2、3の事情をよく知るBの弟Eに転売され、DからEへ所有権移転登記がされた。AはEに対して所有権移転登記の抹消登記手続請求をした。Aの請求は認められるか。(10点)

〔2〕 次の文章を読んで各問に解答しなさい。

- 1 Aは甲土地(以下「甲」という。)を所有していた。甲の南側は隣地と2メートルほどの段差があり、コンクリート板を張ることによって土砂が隣地に崩れ落ちないようにになっていたが、水抜き用のパイプが設けられていなかった。
- 2 2004年4月、Bは甲に住宅を建設する目的で、甲の賃貸借契約をAと締結した。期間は2004年4月より30年間、賃料は月5万円で、前月末払の約束であった。この賃借権は登記されなかった。
- 3 Bは、甲の引渡しを受けると、2004年5月から甲に木造2階建て瓦葺の住宅(以下「乙」という。)の建築を開始し、同年8月末に完成させた。Bは、乙の所有権保存登記を行い、乙で居住を始めた。
- 4 2024年4月、Bは、甲の賃借権と乙をCにあわせて500万円で売却し、代金支払と引換えに、乙の所有権移転登記を行った。この契約に当たって、Bは、事前にAに事情を説明し、了解を得ていた。
- 5 2024年8月、線状降水帯による断続的大雨が3日間続き、コンクリート壁の水抜き用のパイプが無かったことが原因で甲の地中には雨水がたまり、軟弱な地盤となって、乙が南側に傾き始め、このままでは乙に居住できなくなる危険な状況を生じた。

(問 1)

Cは、乙に居住し続けるために甲の改良を、Aに請求することができるか。

(30 点)

(問 2)

Cは、乙に居住し続けるために甲の改良を、Bに請求することができるか。

(40 点)

(問 3)

段落 2 で、B が乙を建築するために甲を賃借するのではなく、地上権を設定し、段落 4 で、甲の賃借権と乙をCに売却するのではなく、地上権と乙をCに売却していたとすると、Cは、乙に居住し続けるために甲の改良を、Bに請求することができるか。

(30 点)

2025年度③

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法③

I 白地手形とはどのようなものか、説明しなさい（150 字以内）。(20 点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計 80 点)

〔1〕 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和風飲食店の経営を事業目的とする取締役会設置会社である。乙株式会社（以下「乙社」という。）は、魚介類の加工・販売を事業目的とする取締役会設置会社である。甲社は乙社から仕入れた加工食品を和風飲食店で提供しており、両者は長年取引関係にある。甲社は、乙社の発行済株式総数の 60 %を保有している。甲社では代表取締役 A、取締役 B、取締役 C の 3 名の取締役が選任されており、A は乙社の代表取締役を兼任しているが、B および C は乙社の役員ではない。

丙株式会社（以下「丙社」という。）は、魚介類の取引を業とする会社であり、乙社と取引関係にある。A は、乙社を代表して、丙社との間で、冷凍紅鮭を買い受けたが、乙社の資金繰りが悪化したため、その売買代金 3000 万円（以下「本件債務」という。）全額を支払期日に弁済することができなくなった。乙社は、丙社に対し、右代金支払の猶予を申し入れたところ、丙社は、支払の猶予に応じる代わりに、甲社と乙社の代表取締役を兼任している A に対して、甲社が本件債務について連帯保証することを求めた（以下「本件保証」という）。

甲社では、臨時取締役会（以下「本件取締役会」という。）が開催され、A は本件保証を提案した。その際に A は、かりに乙社が倒産することになれば、甲社の信用に傷がつくし、乙社の倒産は甲社の損害となる旨を述べて、乙社の経営がどの程度悪化しているかについて説明した。しかし、乙社の業績が回復する見込みがあるかなどの重要事実については開示されないまま、乙社の倒産を避けることが急務だと A の説明のもと、A B C の取締役全員の賛成により、A の提案どおり本件保証が承認された（以下「本件取締役会決議」という）。

その後、A が甲社と乙社を代表して本件債務を連帯保証する契約が締結された（以下「本件保証契約」という）。しかし、乙社の経営はさらに悪化し、事実上倒産したため、甲社は保証債務を履行し、甲社には 3000 万円の損害が生じた。

以上の事実関係をもとに、Aの甲社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について、論じなさい。(40点)

[2] 電気製品小売業を全国展開するP株式会社（以下「P社」という。）は、会社法上の公開会社でかつ大会社であるが、種類株式発行会社ではない。Q株式会社（以下「Q社」という。）は、近畿地方でスーパーマーケットの運営を事業目的とする公開会社でない会社であるが、種類株式発行会社ではない。P社は、令和元年6月にQ社に資本参加を行い、以来、Q社の発行済株式1万株のうち7000株を保有し、Q社に取締役を派遣するなどして経営不振に陥っているQ社の経営立直しを図ってきた。しかし、Q社の業績が一向に回復しないことから、P社は、Q社をスーパーマーケット運営会社として再建することを断念し、Q社を消滅会社、P社を存続会社とする吸収合併を行って、Q社の保有する店舗等をP社の店舗として活用することとした（以下「本件合併」という）。

令和6年6月、P社とQ社は吸収合併契約を締結し（以下「本件合併契約」という。）、同年10月1日を本件合併の効力発生日とすること、Q社株式1株に対してP社株式4株を割り当てること（以下「本件合併比率」という。）を定めた。もっとも、本件合併比率は、親会社でもあるP社の強い意向のもと、Q社の少数株主には不利であるがP社には有利になるように定められたものであり、本件合併契約締結時におけるP社株式とQ社株式の客観的価値からすると、著しく不当な合併比率であった。

同年7月24日に開催されたQ社の臨時株主総会において、Q社の株主であるXは、本件合併比率は著しく不当であると考え、反対の議決権を行使したものの、P社の賛成により、本件合併契約を承認する決議が成立した（以下「本件株主総会決議」という）。

Xは、本件合併の効力が発生した後、本件合併の効力を否定することができるか否かについて、論じなさい。(40点)



2 0 2 5 年度③

# 刑 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい（特別法違反の点は除く）。

### 【事例】

(1) 甲は、Aと電話で口論になり、興奮して喧嘩に向かうために、友人の乙を誘った。乙は、乗り気ではなかったが、甲の説得に負けて共にAのいる場所に向かった。すると、甲は乙にナイフを渡し、自分は顔を知られていると嘘を言い、これを持って先に現場の様子をうかがい、襲われたら護身用にそれを使えと指示した。その際、甲は、喧嘩になって乙がAを刺し殺してくれればよいと考えていた。

しかし、乙は、まさかいきなり襲われることはないし、襲われたら甲が助けに来てくれると思っていたのでナイフを使うことはないだろうと思って現場に赴いたところ、いきなりAにナイフで襲われ、かつ、甲も助けに来てくれなかったので、このままでは刺し殺されると感じてやむなくナイフで応戦し、Aを刺殺した。乙がAを刺殺しなかったら乙が刺殺されていた危険が十分にあったものとする。

〔設問1〕 刑法60条および61条1項にいう「犯罪」の定義を示した上で、(1)において、乙に殺人罪につき正当防衛が成立する場合の甲の罪責について論じなさい。

なお、刑法60条と61条1項は、以下のように規定する。

- ・刑法60条：二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
- ・刑法61条1項：人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

(2) (1) と類似の状況でナイフを使わない乙が刺し殺されそうになったので、甲は乙にAを刺殺させるという計画を変更し、乙を助けるためにAに直径5センチメートルの石を投げつけて命中させ、これによってAを撃退するとともに、Aに加療約3週間を要する打撲傷を負わせた。

〔設問2〕 (2) において、甲の行為はそれ自体としては乙の生命を守るために必要最小限度の防衛行為であった場合の甲の罪責を論じなさい。

なお、刑法36条1項は、以下のように規定する。

- ・刑法36条1項：急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

Ⅱ 次の【事例】を読み、小問に答えなさい。

【事例】

- (1) 甲は前科数犯を有する者であり、出所後郷里に戻ったものの身寄りもなく、所持金のほとんどを使い果たした。また体を壊したこともあり仕事をするのも難しいと感じていたことから「このまま娑婆にいても仕事にならないので、刑務所生活に逆戻りをするしか道はない。なんでもいいから窃盗でもして刑務所に入れてもらおう」と決意した。
- (2) 甲は犯行を決意した日、刑務所に入るための下着、ズボン、日用品、洗面具を買い求め、それを持ちながら、何を盗んでやろうかと物色しつつ、付近を徘徊していたところ、A所有の自動車がカギがかかっている状態で止まっているのを見つけた。甲は、その中からA所有のバッグ等を持ち出し、1分後にそこから100メートルほど離れた派出所に出頭して、窃盗の事実により自首するとともに、被害品を任意提出した。
- (3) 派出所にいた警察官は、すぐさま証拠物の領置手続を行い、甲の案内に基づいて被害場所、被害者等の被害事実が確知され、被害物たるバッグはその後Aに仮還付された。

小問1 窃盗罪における不法領得意思の要否とその内容について保護法益と関連づけながら論じなさい。

小問2 上記事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。